

(別添1)

北海道開発記者クラブ加入各社
北海道建設記者会加入各社 殿

平成19年1月24日
北海道開発局広報室
電話709-2311
内線5227・5228

お 知 ら せ

件 名	水力発電関連施設に係る報告徴収について
-----	---------------------

お知らせ内容

このことについて、本日、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社から、報告データ及び河川法手続きの不適切案件について、経緯、再発防止策等の報告を受けましたのでお知らせいたします。(別添1参照)

なお、報告データの不適切案件について、追加報告がありました。(別添2参照)

また、発電を目的とした他の利水者に対しても、水力発電関連施設に係る所要の自主点検を実施し、その結果を報告するよう要請しましたので、あわせてお知らせいたします。

問	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
合	北海道開発局 建設行政課	課長補佐		709-2311 内線5343
せ	北海道開発局 河川管理課	課 長		709-2311 内線5322
先				

平成 19 年 1 月 24 日
北海道電力株式会社

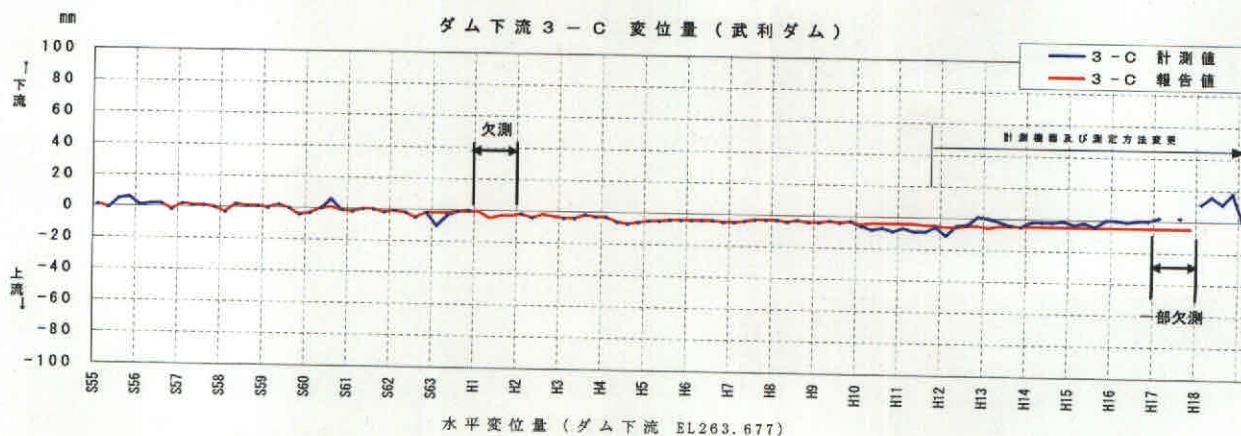
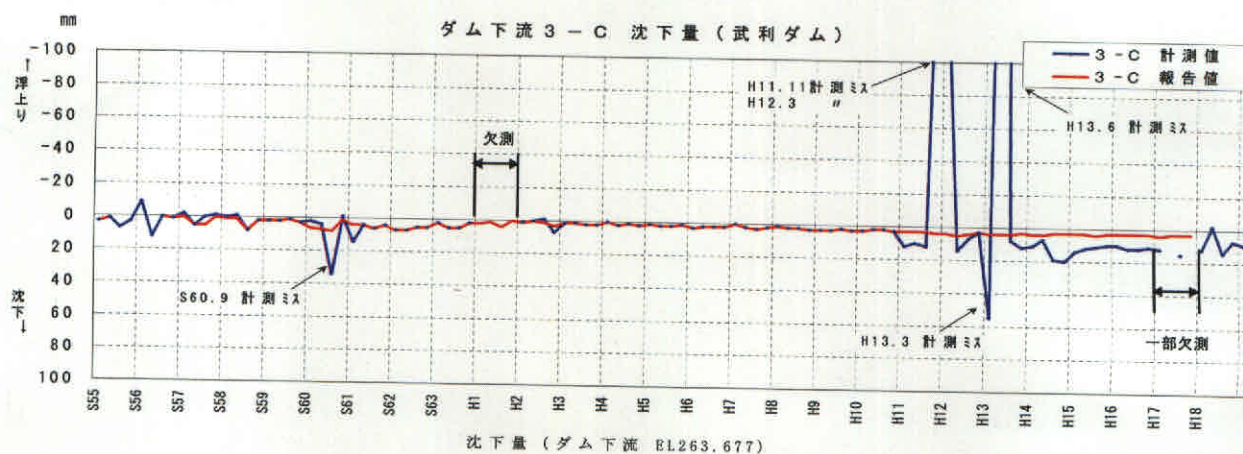
「武利ダム計測データの不適切な取扱いに関する報告書」の概要

【武利ダム・貯水池の諸元】

①型式	: 中央アスファルト遮水型フィルダム	⑥流域面積	: 270.07 km ²
②堤高	: 15.5 m	⑦湛水面積	: 0.22 km ²
③堤頂長	: 173.0 m	⑧総貯水量	: 820,000 m ³
④堤頂幅	: 7.0 m	⑨有効貯水容量	: 500,000 m ³
⑤堤体積	: 80,000 m ³	⑩利用水深	: 3.00 m

【事実関係】

- (1) ダム計測データ（沈下・水平変位）については、測定開始当初から計測のバラツキや計測ミスを均すような修整をしていた。
- (2) 平成 11 年より計測方法を変更している。
- (3) 平成 11 年より計測ミスが多くなっていたが、現在まで修整が続けられていた。
- (4) 原因が測量方法のミスにより計測データが変化したと考えず、それ以前の傾向で修整していた。
- (5) 計測ミスと判断される異常値以外では、修整は最大で 20 mm 程度である。
- (6) 計測データの一例は、以下のとおりである。



【ダム堤体の安全性】

- (1) 武利ダム堤体の計測データ並びに点検結果等により以下の内容を確認した。
 - ・ダム堤体の変形（沈下、水平変位）は収束傾向を示しており、安定した挙動を示している。
 - ・ダム堤体の漏水量は経時変化から概ね一定であり、安定した状態にある。
- (2) 平成 19 年 1 月 10 日、社外専門家による、ダム堤体計測データの確認および現地調査の結果、ダム堤体の安全性には問題なしの評価を受けた。
- (3) 以上より、ダム堤体の変位は安定していることと、十分な遮水機能を保持しているものと考えられることから、武利ダム堤体は安全な状態を確保している。

【動機・背景・原因】

関与した社員からの聞き取り調査結果から、動機・背景・原因を特定した。

(1) データ修整の動機

計測データのバラツキが大きい場合やそれまでの値と乖離が大きい場合等に、説明ができない等の理由によりデータを修整していた。

- ①誤差と思われるデータの経時的なバラツキを、計測ミスとして修整した。
- ②変形傾向の思い込みで常識的と考えた値に修整した。周囲の変形傾向と整合するよう修整した。
- ③年報作成段階で 4 回分の計測データを整理したため、計測ミスがあった場合に、再測量できず、前後の傾向等から報告値を修整した。
- ④報告書の体裁を整えるため欠側分を補足修整した。

(2) 修整が見逃されてきた背景

- ①管理職による、その都度の計測データ評価・チェック体制の不備があった。
- ②管理職は、担当者からの修整したデータを確認していたことから、データに対する疑念を抱くことがなかった。
- ③管理職は、漏水量や揚圧力に特段の注意を払いながらダムの管理を行っていたが、安定期のダムの変形は、それほど進行しないと誤認していた。
- ④担当者は、変形計測に対する認識の甘さ、問題意識の不足していた。

(3) 原因の特定

- ①ダムが安定化へ進んでいるとの思い込みや計測値の変動理由の説明が難しい場合に、対応を容易にしたいとの意識があった。
- ②計測データの整理法、再計測の基準、異常値への対応等の計測ルールが未整備であった。
- ③管理職によるデータのチェック不足があった。
- ④計測業務の目的や意義、重要性に関する社員の意識が不十分であった。

【再発防止策】

以下のとおり再発防止に取り組む。

- (1) 「計測データは、そのまま報告する」という基本行動が取られるよう、コンプライアンス行動を徹底する。
- (2) 計測データ取扱いルールを明確化した「ダムの計測管理に関する手引書」を作成し、水力部門全体の統一されたルールを確立する。
- (3) 保守業務品質管理マニュアルに基づき、品質管理活動を確実に遂行することとし、ダムの計測データの「内部品質監査」を追加して実施する。
- (4) 教育資料に計測管理の方法・意義を明記し、新入社員導入教育やダム操作研修等で計測・管理業務教育を実施することと、測量技術研修会を実施して知識と測量技術の向上を図る。

「水力発電所における無許可改築などに関する報告書」の概要

事実関係

本件に該当する発電所は1級河川38発電所のうち、32発電所である。

○ダムおよび取水堰本体の安全性に関わる無許可設備はない。

○本件の工事内容は、水位計関係、網場・浮標、手摺および保安柵等の工事がほとんどである。

原因分析

申請業務実態調査より発生原因を特定した。

- ①河川区域の誤解や改築物の申請対象となる行為の判断に「不明確な部分」があり、解釈が担当者により相違し、申請不要と判断したものがあつた。
- ②申請手続き内容のチェックなどの機能が十分働いていなかった。
- ③申請手続きに関する知識不足や不慣れな部分があつた。

再発防止策

①不明確部分の明確化

- ・申請の要否判断が容易にできるよう、河川管理者と協議を行い「不明確な部分」を明確化するとともに、不明確な部分が生じた場合に河川管理者と協議することを「許可申請手続きフロー」に追加し、漏れの無いようにする。

②社内における申請業務のチェック機構の充実

- ・工事計画策定時に、当該工事の河川法 26 条関連対象の有無や申請履歴のチェックを『工事管理マニュアル』に追加し、工事実施箇所におけるチェック機能の充実を図る。
- ・定期的の実施している水力部門QMS(品質管理マネジメントシステム)の内部監査の必須項目として本プロセスの確認を入れ、組織的な管理体制の充実を図る。

③河川法 26 条関係申請手続きの教育

- ・本店で実施する導入教育や研修会において、河川法および関係法令の申請手続きに関する項目を充実強化する。

石狩川水系及び十勝川水系における水利使用許可に係る報告について

1. 調査の方法

北海道開発局から平成18年12月21日付け文書をもって、河川法第78条第1項に基づく報告徴収を行う旨の通知を受けました。

当社は、コンプライアンスに反する実態を鑑み、社長を委員長とする全社コンプライアンス委員会（常設）の下、「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事案対策部会」を平成18年12月27日に発足させ、本件に係る調査、検討、分析、再発防止策の策定及び報告書を取りまとめました。

その結果について北海道開発局へ報告いたします。また、「定期報告におけるデータの不適切な取扱い」についても合わせて報告いたします。

なお、調査、検討における客観性・透明性を高めるため、社外専門家の評価、アドバイスを受けながら取りまとめました。

2. 調査結果の概要

(1) 定期報告における測定データの不適切な取扱いについて

ダム等の測定データにおける不適切な取扱いの有無に関して、水利使用規則で定められている測定項目（変形、漏水、揚圧力、貯水池および末端付近の堆砂状況）について点検を行ないました。

① 自主点検の結果

その結果、糠平ダム（糠平発電所）、元小屋ダム（芽登第一発電所）、活込ダム（足寄発電所）の貯水池・調整池の堆砂状況報告において、報告データに不適切な取扱いがありました。

② 不適切な取扱いの内容

ダム名	報告データ名	時 期	内 容
糠 平	糠平貯水池 堆砂状況報告	S43 年度 ～H17 年度	・水利使用許可時の貯水容量は等高線スライス法で算出していましたが、昭和43年度第1回堆砂測量時に、算出方法を平均断面法（※）とし貯水容量を算出したところ、貯水容量に差異が生じることとなりました。 〔※「ダム堆砂状況について（河開発第40号 S42.4.6）」 通達の測定方法〕 このため、貯水容量の連続性を保つよう河床断面を補整し堆砂量を算出し報告していました。 ・また、測量精度の誤差による堆砂量の増減も合わせて補整していました。
元小屋	元小屋調整池 堆砂状況報告	S43 年度 ～H17 年度	
活 込	活込貯水池 堆砂状況報告	S43 年度 ～H17 年度	

③ダムของ安定性及び洪水影響

- ・いづれのダムもダム上流部の河床高さは計画河床高さを下回っており、ダムの安全性に問題はないものと判断しています。
- ・貯水池上流部の洪水影響の背水計算の結果、洪水位についてほぼ変化がないことを確認し問題はないものと判断しています。

④発生原因の分析

- 1) 定期報告の意義、重要性に対する理解が不足していました。
- 2) 業務の実施について、組織としてのチェック機能が不足していました。
- 3) 問題を隠そうとする体質から、不適切な事象を表面化させることが出来ませんでした。

⑤再発防止策

1) 法令等遵守のための再教育

- ・各種会議体、研修等の場において、河川法および関連法令等の教育を増やし、法令等の理解と知識の習得を図ることによりコンプライアンス意識の一層の向上を図ります。

2) 社内におけるチェック体制の整備

- ・測定データのチェック体制の充実とクロスチェックの徹底を図ります。

(2) 河川法第26条第1項他の申請不備について

河川法第26条第1項他の許可を得ていない工作物またはその可能性のある工作物の有無に関して、当社が北海道管内に有する10箇所の水力発電設備において、必要な許可を得ているか点検を行いました。

①自主点検の結果

その結果、149件について無許可改築等に該当するものがありました。

②申請不備の内容

- ・当該設備は、侵入防止柵、安全柵、手摺、安全足場、水位計、濁度計、ダム監視カメラ装置等のいずれも申請不要な軽微なものと判断したものです。
- ・また、貯水池法面は、波浪等による洗掘・崩落が多く、この補修のため護岸工事等を実施していますが、いずれも機能や流水阻害を引きおこすものでなく申請不要と判断したものです。

③発生原因の分析

- ・許可申請の要否、内容について組織としてのチェック機能が不足しており、また河川管理者への確認が不十分でした。
- ・業務遂行上、必要な河川法および関連法令に対する理解が不十分でした。

④再発防止策

1) 社内におけるチェック体制の整備

- ・申請に関わる業務書式をマニュアルに追加・整備し、クロスチェックを徹底します。
- ・関係官庁と協議を密接に行い申請不備の再発防止に努めます。

2) 法令遵守のための再教育

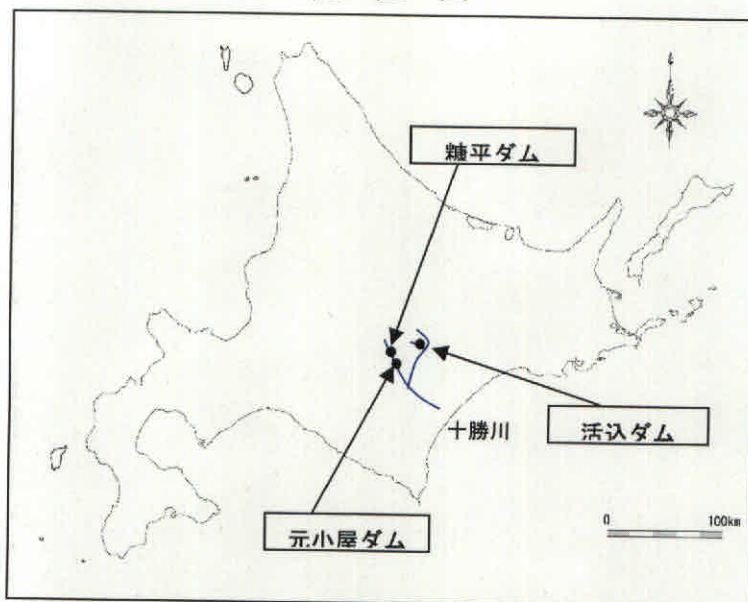
- ・各種会議体、研修等の場において、河川法および関連法令等の教育を増やし、法令等の理解と知識の習得を図ることによりコンプライアンス意識の一層の向上を図ります。

以上

別添2

[illegible]

位置図



糠平ダム概要

水系・河川名	一級河川 十勝川水系・音更川
ダム名	糠平ダム
ダム位置	(左岸) 河東郡上士幌町字黒石平31番地の3 (右岸) 河東郡上士幌町字黒石平33番地の1
ダム完成	昭和31年1月
ダム諸元	型式: コンクリート重力式 堤高: 76m 堤頂長: 293m 堤体積: 459,500m ³
貯水池諸元	総貯水容量: 193,900,000m ³ 有効貯水容量: 160,500,000m ³ 湛水面積: 8.22km ²



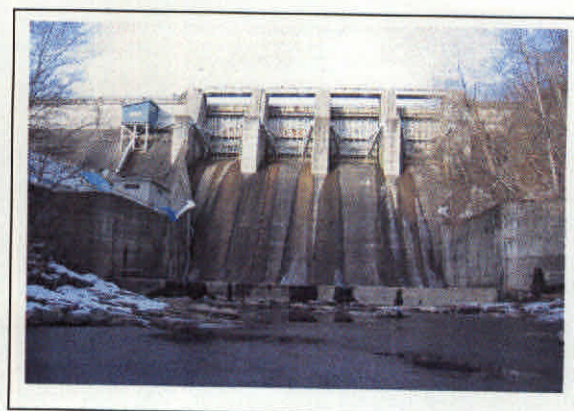
元小屋ダム概要

水系・河川名	一級河川 十勝川水系・音更川
ダム名	元小屋ダム
ダム位置	(左岸) 河東郡上士幌町字黒石平42番地 (右岸) 同上
ダム完成	昭和33年1月
ダム諸元	型式: コンクリート重力式 堤高: 32m 堤頂長: 86m 堤体積: 30,350m ³
調整池諸元	総貯水容量: 2,860,000m ³ 有効貯水容量: 810,000m ³ 湛水面積: 0.27km ²



活込ダム概要

水系・河川名	一級河川 十勝川水系・美里別川
ダム名	活込ダム
ダム位置	(左岸) 中川郡本別町美里別656番地7地先 (右岸) 中川郡本別町西美里別816番地2地先
ダム完成	昭和30年10月
ダム諸元	型式: コンクリート重力式 堤高: 34m 堤頂長: 185m 堤体積: 43,700m ³
貯水池諸元	総貯水容量: 17,410,000m ³ 有効貯水容量: 8,530,000m ³ 湛水面積: 1.52km ²



平成19年1月24日
東北地方整備局

電力会社から再発防止策の報告を受けました

～ 水力発電施設の無許可改築等について ～

本日、東北電力㈱、電源開発㈱及び東京電力㈱から、水力発電施設の無許可改築等（河川法手続の遺漏）に関する原因と再発防止策等について報告を受けました。（別添1参照）

東北地方整備局では報告書の内容を精査し、再発防止に向けて今後にも必要な対応をしていきます。

また、関係省庁との協力の下、1級河川にある他の主な利水施設についても、報告データ及び法手続の適正性について自主点検（期限2月28日）を要請することとしましたので、あわせてお知らせします。（別添2参照）

発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会

※本省でも同時発表しております

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 河川部

水政課長（内線3551）

河川環境課長（内線3651）

仙台市青葉区二日町9-15

TEL022-225-2171（代表）

国土交通省東北地方整備局報告「水力発電所における無許可改築等に関する調査報告書」の概要

平成19年1月24日
東北電力株式会社

【調査の体制】

平成18年12月20日に、国土交通省東北地方整備局へ報告を行った河川法第26条第1項の許可等を得ていない工作物の有無について、社内設置した「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」において、無許可改築等(以下「申請不備」という)の発生原因の究明、再発防止対策の検討を行った。

また、調査・検討における客観性・透明性を高めるため、社外専門家のアドバイスを受けながら結果の取りまとめを行った。

【原因の分析】

〔申請不備の実態の傾向〕

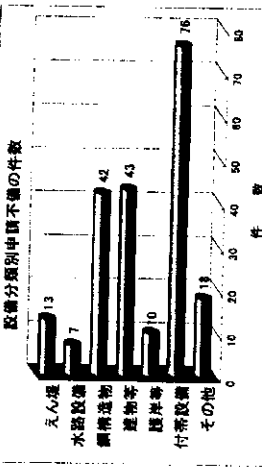
申請不備は、東北地方整備局管内で209件(66発電所)である。

(平成18年12月20日報告済み)

○申請不備は、河川区域内工事(河川法第26条工事)が75%、河川保全区域内工事(同法第55条工事)が25%である。

○設備別では、水位計の取替・設置等の「付帯設備」が76件と最も多く全体の36%を占めている。

○「建物等」では、河川保全区域内の語所等の設置・改築が多い。



【発生原因の特定】

申請不備の傾向と関係者への聞き取り調査から原因を抽出・整理した結果、主な発生原因は以下のとおりである。

1. 許認可申請業務の明確なルールの不備

- 第一線事業所が申請の要否を的確に判断できない業務フローが明確でなかった。
- 工事計画段階での申請の要否、河川区域を確認するなどのルールが不備であった。

2. 河川法に対する認識不足

- 既許可占有範囲内の工事や取水ダムの安定性に大きな影響を与えない工事などは申請が不要と誤っていた等、河川法を誤って認識していた。
- 河川法を理解・習得する仕組みが不十分であった。

3. チェック体制が不十分

- 申請の要否判断を第一線事業所に一任していた。
- 支店は申請に対する指導が不十分であり、また申請業務を確認する体制としていなかった。

4. 法令遵守意識の浸透が不十分

- 申請を行わず改修工事を実施したことは、法令遵守の意識の浸透が不十分であった。

【再発防止対策】

当社は、「常に安全最優先の精神を持ち続けること」、「ルールを守り社会的な信頼の向上と安心作りに努めること」、「お客さまに喜んでいただける、質の高い仕事を追求すること」の決意のもと、業務品質と安全文化の向上に、現在鋭意取り組んでいる。

こうした中で、当社は、河川法の申請を行わずに種々の改修工事を長期に亘り実施していた事実を深く反省し、安全・安心を確保すると設備管理の原点を再度心に刻み、以下に示す再発防止対策を着実に実施することにより、信頼の回復に努めることとしたい。

1. 河川法申請業務ルールの明確化

- 申請業務を適正に行うための要領およびマニュアルの作成によるルールの明確化
- ・河川法の申請を漏れなく行うための業務フローと申請要否判断フローの策定。
- ・河川管理者との事前協議の実施。
- ・第一線事業所・支店で共通のデータベース活用による申請状況チェックの明確化。
- ・改修工事に伴う申請履歴管理のためのシステムへのデータ入力力の徹底。

2. 河川法に対する理解浸透

- 社員研修の充実
- ・本店で実施する関係部門の研修での河川法の知識、申請業務要領、不適切事例の解説に関するカリキュラムの追加と各支店台での河川法に関する研修の速やかな実施。
- 職場における河川法の理解浸透
- ・第一線事業所の管理職による所属員に対する河川法申請業務ルールの徹底と定期的な申請事例検討会の実施。

3. チェック体制の整備

- 要否判断と申請漏れ防止のためのチェック
- ・改修計画策定時に第一線事業所が判断した申請要否の本店主管部・支店による確実なチェックの実施。
- ・第一線事業所と支店による共通データベースを活用した申請状況のチェックの実施。
- 部門内部監査での申請業務チェック
- ・本店が行う部門内部監査、支店が行う保安指導での適正な申請業務の実施状況確認。
- ・部門内部監査でのマニュアルの実効性の検証。
- 本店主管部の現場業務実態の把握
- ・支店・第一線事業所の課題吸い上げ・水平展開とフォローのため第一線管理職会議の強化と本店主管部管理職による全事業所対話の新たな実施。

4. 法令遵守の徹底

関係する部門の研修、支店・第一線事業所での検討会等で法令遵守の徹底を併せて実施する。

5. 再発防止対策のフォロー

申請業務のルールを明確にしたマニュアルやチェック体制の整備等の対策が十分に機能しているか、実効性についての検証を実施する。

東和発電所等に係る無許可改築等の発生原因ならびに再発防止策の概要

【調査の体制・方法】

平成18年12月21日に国土交通省東北地方整備局より、河川法第78条第1項の規定により報告徴収の指示を受けた事案について、全社コンプライアンス委員会（委員長；社長 中垣喜彦）の下に「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事業対策部会」（部会長；副社長 沢部 清）を平成18年12月27日に設置し、本件に係る調査、検討、分析、再発防止策の検討を行いました。

なお、調査、検討における客観性・透明性を確保するため、専門知識を有する外部専門家のアドバイスを受けて結果のとりまとめを行いました。

河川法第26条第1項に係る申請不備

【自主点検の結果】

東北地方整備局管内の東和・胆沢第一発電所を対象として河川法第26条、第55条の許可を得ていない工作物の新築、改築等について調査した結果、以下の3件の許可申請手続きに不備がありました。

- | | | |
|-----------|------------------|--------|
| ① 東和発電所 | 取水口連絡橋法面の洗掘補修 | 昭和32年度 |
| ② 胆沢第一発電所 | 石渚ダム取水塔スクリーンバー改修 | 昭和62年度 |
| ③ 胆沢第一発電所 | 尿前取水口自動除塵機設置 | 昭和48年度 |

【発生原因の分析】

以下の理由により河川管理者に相談せず当社の単独判断で申請の要否を決定してまいりました。

- ・ 工作物の変更内容が軽微であったこと。
- ・ 既許可工作物の付属工作物であったこと。
- ・ 河川区域が把握できなかったこと。

【再発防止策】

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員一人ひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきました。そうした中で、今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止策を着実に実施することといたします。なお、上記3件の申請不備の是正は河川管理者のご指示に基づき適切に対応して参ります。

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

- ① 長期保守計画書に申請の要否確認欄を追記し、チェック体制を充実する。
- ② 次年度計画がまとまった段階で、河川管理者と水利使用に関する事前協議を行う。
- ③ 土木工作物保守運用要項を改訂して新たに上記の申請手続きを定める。
- ④ 許認可経歴台帳を整備し、併せて許認可申請書類を保管する。

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

- ① 社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る
- ② 法令遵守に係る定期的な社員研修を強化する。
- ③ 関係法令の制定改廃情報を周知徹底する。
- ④ 技術研修のカリキュラムに法令遵守プログラムを必修化する。
- ⑤ 管理主任技術者、ダム管理担当者の法令教育を強化する。
- ⑥ ダム主任会議等でコンプライアンス事例の情報を共有化する。

3. 許認可申請要否の判定ルールの明確化

- ① 申請要否判断フローおよび届出対象となる設備、範囲を明確にして「土木工作物保守運用要項」に記載し、申請要否等の判定ルールを明確にする。
- ② 水利使用許可申請書の記載漏れを防止するため、工作物および仕様に関する記載項目を標準化する。

4. 再発防止策のフォローアップの実施

- ・ 平成20年3月に再発防止策の実施状況を確認します。

以上

平成19年1月24日
東京電力株式会社

調査報告書概要

本調査報告書は、国土交通省東北地方整備局から当社あてに発出された報告徴収命令に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会の下に設置された「発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会」において、当社水力発電所の河川法に係る手続き不備に関する調査等を実施し、その発生原因ならびに再発防止策についてとりまとめたものであります。

1. 調査対象発電所リスト

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
1	東京電力㈱	阿武隈川	村之沢発電所	福島	構架の設置等
2	東京電力㈱	阿武隈川	丸ノ目発電所	福島	水位計の設置

2. 河川法手続き不備の発生原因分析

手続き不備事例ならびに申請業務フローを分析した結果、以下の発生原因を抽出した。

- 申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事実施部署が都合の良い解釈をしていた。(特に小規模工事に対しては申請を行う認識がなかった。)
- 工事実施部署において河川法の内容を十分理解せずに業務を遂行していた。
- 河川管理者に対して申請の要否について確認を怠った。

3. 河川法手続き不備に関する再発防止策の策定

上記2の原因に対する再発防止策を策定した。

- 法令に基づく適正な申請についてチェックする制度の整備
工事実施部署は、申請実施部署に対して工事内容の説明を行うとともに、申請の要否に関する調整を行うこととする。など
- 内部監査部門による保安監査において河川法も監査対象に追加
本店及び支店の業務監査部門が実施する保安監査において、電気事業法に加え河川法についても監査の対象とする。
- 河川法及び関連法令を習得するための仕組みの構築
工事実施部署の社員に対し、工事業務並びに河川法および関連法令に関し、定期的な教育を実施する。など

- 申請の要否判断が容易に出来るよう、河川管理者へ確認を行うことをルール化
申請要否判断フローを、マニュアルに追加し、申請要否判断のルールを明確にする。

■ 再発防止策の評価

品質・安全監査部による再発防止策の実施状況等に対する評価を行う。など

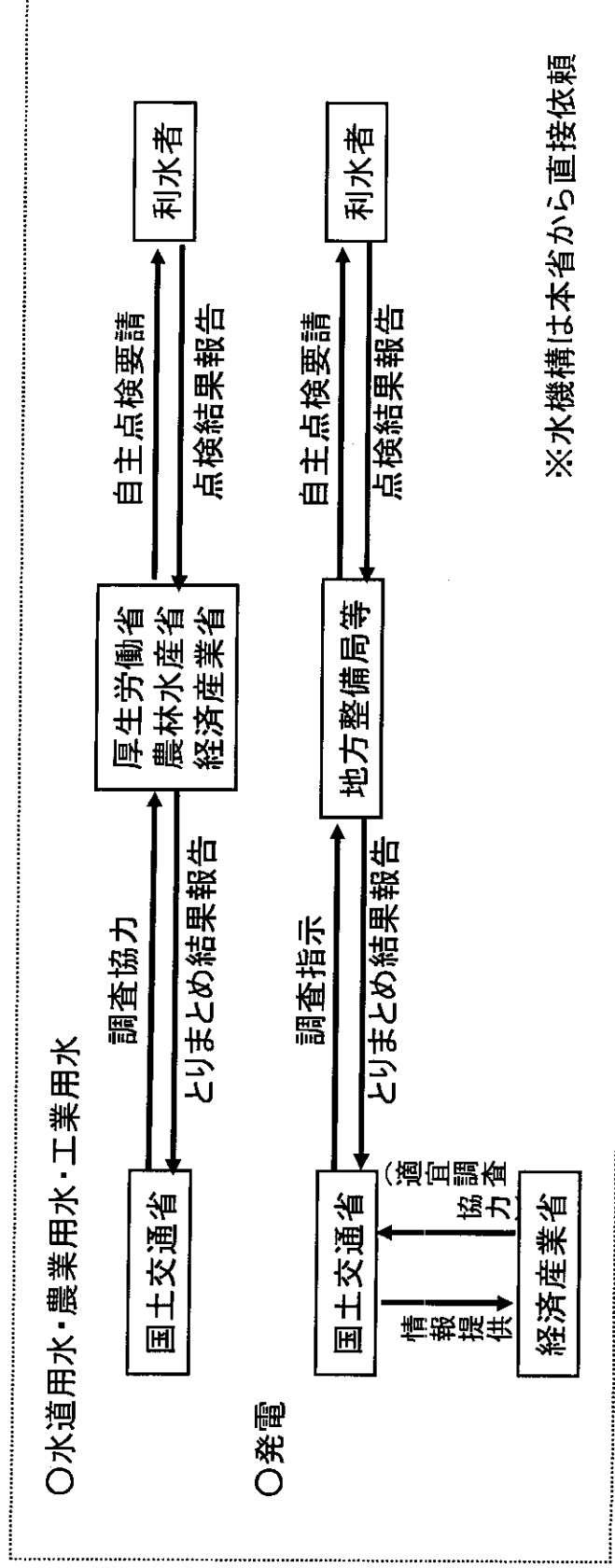
当社は、平成14年8月の原子力不祥事公表以降、「しない風土」と「させない仕組み」の構築を目指し、信頼回復と再発防止に取り組んできましたが、水力発電設備においても、今回のデータ改ざんや法令違反など、企業体質を問われる事態を引き起こしたことについて、会社全体の問題として真摯に受け止め反省し、深くお詫び申し上げます。
今後、このような事態を二度と引き起こさないよう、本報告書に記載の再発防止策に着実に取り組み、厳正かつ適切に水力発電所に係る業務運営を進めてまいります。

以上

(別添2)

電力会社の水力発電施設以外の利水施設に対する自主点検

○関係省庁との協力の下、次により、1級河川の河川区域等に存する電力会社の水力発電施設以外の主な利水施設を対象に、報告データ及び法手続の適正性についての自主点検(期限2月28日(水))を実施。



東京電力(株)等の水利使用許可に係る報告徴収等について

記者発表資料

各電力会社による水力発電関連施設に係る自主点検の結果判明した報告データ又は法手続の不適切案件に関し、河川法第78条第1項の規定に基づき、東京電力(株)、中部電力(株)、東北電力(株)及び電源開発(株)に対し求めていた、経緯、再発防止策等に係る報告を本日受け取りました。

(別添概要書)

当局といたしましては、報告の内容を精査し、今後に必要な対応をしていく所存です。

なお、東京電力(株)からは、本報告にあわせ、報告データの不適切案件等について追加報告がありました。(別添1)

また、大手電力会社以外の発電事業者にも自主点検を要請していきます。

平成19年1月24日(水)

国土交通省 関東地方整備局河川部

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ
埼玉県政記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会
山梨県政記者クラブ
栃木県政記者クラブ
刀水クラブ
福島県政記者クラブ
静岡県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部	
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	水政調整官 (内線) 3515
さいたま新都心合同庁舎2号館	水政課長 (内線) 3551
電話(代表) 048-601-3151	河川環境課長補佐 (内線) 3652
(水政課夜間直通) 048-600-1334	
(河川環境課夜間直通) 048-600-1336	

調査報告書概要

本調査報告書概要は、国土交通関東地方整備局から当社あてに発出された報告徴収命令に基づき、当社水力発電所の河川法に係る報告データの改ざん及び手続き不備に関する調査等を実施し、その発生原因ならびに、再発防止策についてとりまとめたものである。

1. 報告内容

- ・ 玉原ダム外 7 件に係るデータの修正経過等の詳細及び同ダムの安全性に関する諸データ
- ・ 今井発電所外 85 件に係る無許可改築等の発生原因
- ・ 東京電力株式会社としての再発防止策

2. データ改ざん等が行われたダムの安全性について

【対象ダム】

蛇尾川ダム、八汐ダム、栗山ダム、今市ダム、丸沼ダム、玉原ダム、須田貝ダム、
葛野川ダム

- 計測データの整理およびダムの安全性について、社外専門家の評価を受け、全てのダムが安全であることを確認した。

3. データ改ざん等に関する発生原因分析

今回の一連の調査において、データ改ざん等が行われていたことが明らかになった事案を整理し、改ざんが行われ、それが継続した原因として、下記 4 つの環境を抽出した。

- 改ざんの根本的原因が生じる背景
- 改ざんを実行してしまう心理
- 改ざんを実行してしまう環境
- 改ざんが継続してしまう環境

4. データ改ざん等に対する再発防止策の策定

上記の環境別に改善すべき点を整理し、再発防止策を策定した。

【意 識】面における対策

- 「企業倫理遵守に関する行動基準」にデータの適正管理等に関する具体的記述を追加
- 企業倫理遵守に関する宣誓書の提出等の仕組みの導入
- データの取扱いに関する心構えを認識させるための仕組みの構築
- 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実
- 業務プレッシャー等の第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの充実

【仕組み】面における対策

- 内部監査部門による保安監査において河川法も監査対象に追加
- 法令に基づく報告データについての検討、チェック
- 計測データに異常値が発生した場合の取扱いルールの特明確化
- 計測データの取扱いに関する責任の特明確化
- 各店所計測管理担当による計測業務、手引き等の相互チェック
- ダム計測管理業務に関するサポート体制の特充実
- 堆砂量算出に際しての取扱いの特明確化
- 内部監査部門が再発防止策の実施状況とその実効性を評価

5. 河川法手続き不備の発生原因分析

手続き不備事例ならびに申請業務フローを分析した結果、以下の発生原因を抽出した。

- 申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事実施箇所が都合の良い解釈をしていた。
- 工事実施箇所において河川法の内容を十分理解せずに業務を遂行していた。
- 河川管理者に対して申請の要否について確認を怠った。

6. 河川法手続き不備に関する再発防止策の策定

上記4の原因に対する再発防止策を策定した。

- 法令に基づく適正な申請についてチェックする制度の整備
- 内部監査部門による保安監査において河川法も監査対象に追加
- 河川法及び関連法令を習得するための仕組みの構築
- 申請の要否判断が容易に出来るよう、河川管理者へ確認を行うことをルール化する。

今後、これらの対策に着手に取り組み、厳正かつ適切に水力発電所に係る業務運営を進めていく。

以 上

沼原ダムに係る変位測定データの修正の経過、安全性に関する検討および再発防止策の概要

1. 調査体制

「水力発電関連施設に係る自主点検の実施について（平成18年11月21日国河調第8号）」の指示に基づく自主点検の結果、水利使用規則に定められた沼原ダムの水平変位の報告値が測定値と違っていることが明らかになったことから、平成18年12月20日に国土交通省関東地方整備局に報告しました。

同日、同局より「沼原ダムに係る変位測定データの修正の経過等の詳細及び同ダムの安全性に関する諸データ（経年変化、分析評価等を含む）、電源開発株式会社としての再発防止策」について河川法第78条第1項の規定により報告徴収の通知を受け、全社コンプライアンス委員会（委員長；社長 中垣喜彦）の下に「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事案対策部会」（部会長；副社長 沢部 清）を設けて調査しました。また、客観性、透明性を担保するため学識経験者のアドバイスを得るとともに、弁護士による報告内容の確認を行いました。

2. 沼原ダムに係る変位測定データの修正の経過

測定データ修正の経過に関する調査は、社内に保存されている文書類を調査するとともに、沼原ダムの測定に関与した社員（OBを含む）、測量・工事関係者約30名に対するヒアリングを行い文書類による調査の補完を行いました。

沼原ダムの水平変位測定データ（5箇所）の修正の経過は、昭和48年の第1回報告において当社社員が、測定データがmm単位で測定されていたものをcm単位で記載されているものと誤り、10倍の値で報告してしまったことを端緒として、その後も当社社員がこの誤りを修正することなく、報告値を前回報告値に近い数値となるように平成17年まで継続して作成的に作成していたものです。

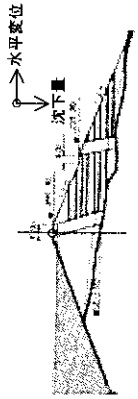
3. ダムの安全性について

ダムに係る測定データの現地での再確認およびこれまでの測定データの信頼性検討を踏まえ、ダムの安全性に関して以下の状況を確認しました。

- ①アスファルト表面遮水壁からの漏水量は運開当初から現在までゼロである。
- ②ダムの外観に異常は認められない。
- ③定期的な抜水点検により、アスファルト表面遮水壁にはダムの変形による変状は認められないことを確認している。
- ④ダムの変形（沈下）は、ほぼ安定的に推移している。

これらのことから、当社としてはダムの安全性に問題はないと判断しました。引き続き、河川管理者のご指導を仰ぎ、適切に対応させて頂くことといたします。

注）水平変位および沈下測定は、ダム天端の測点において水平方向と沈下方向の移動量を測定しているものです（○印）
漏水測定は調整池からアスファルト表面遮水壁を浸透する水量をダム監査廊で測定しているものです。



4. 発生原因

本件に係る発生原因は以下のとおりです。

- ①ダム水平変位測定方法等が建設部門から保守部門に明確に引継がれていなかった。
- ②管理主任技術者が実態の把握を行わず、その職責を果たしていなかった。
- ③本店、支店を含めた組織としてのチェック体制が不十分であった。
- ④測定データはダムの安全管理上きわめて重要であるとの認識が欠如していた。
- ⑤問題を隠そうとする体質があった。

5. 再発防止策

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員ひとりひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきました。そうした中で今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省するとともに、今後の信頼回復に向けて、以下の再発防止策に取組みます。

(1) ダム安全性評価体制の強化 ・水力発電設備安全性評価委員会の設置

ダムを主体とした水力発電設備全般の各種測定結果を評価するための委員会を本店に設け、安全性評価に関する事項を総括します。委員会には社外の専門家を招いて、客観性・透明性の確保に努めます。

・マニュアル類の改訂・整備

「沼原発電所土木工作物保守運用要領」を改訂し、測定業務の目的、作業手順、測定方法、測定野帳の保管方法、経年変化グラフの作成、報告書作成等に関する業務内容を定めます。また、チェック体制を明確化します。

(2) ダム測定データの信頼性向上

ダム測定データの信頼性向上のため①測定設備の改築、②測定頻度の変更（当面、水平変位の測定回数を年4回から月1回（冬期間を除く）に変更）を行います。なお、水平変位量が異常値を示す場合に対してチェックが行えるよう新設の測量基準点を設けることとします。

(3) 再教育の実施

ダム管理に従事する全ての技術系社員を対象として、技術者倫理、関係法令、ダム安全管理等に関する再教育を実施します。

以上

国土交通省関東地方整備局報告「水力発電所における無許可改築等に関する調査報告書」の概要

平成19年1月24日
東北電力株式会社

【調査の体制】

平成18年12月20日に、国土交通省関東地方整備局へ報告を行った河川法第26条第1項の許可等を得ていない工作物の有無について、社内に設置した「発電設備点検指示に係る調査・対策委員会」において、無許可改築等(以下「申請不備」という)の発生原因の究明、再発防止対策の検討を行った。

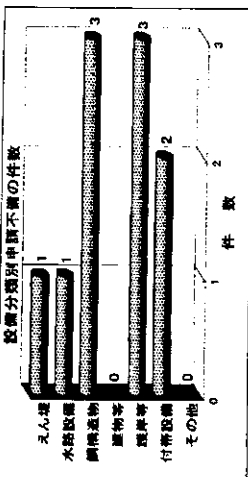
また、調査・検討における客観性・透明性を高めるため、社外専門家のアドバイスを受けながら結果の取りまとめを行った。

【原因の分析】

【申請不備の実態の傾向】

申請不備は、関東地方整備局管内で10件(2発電所)である。

(平成18年12月20日報告済み)



○申請不備は、すべて河川区域内工事(河川法第26条工事)である。

○設備別では、ゲート・巻上機取替えの「網構造物」と護岸の改修の「護岸等」が各3件で全体の半数以上を占めている。

○「付帯設備」は、水位計の設置であった。

【発生原因の特定】

関東地方整備局管内の申請不備10件の工事の実施時期は約30年前であり、当時を知ると思われる関係者に聞き取り調査を実施したが原因の特定には至らなかった。

10件の発生原因は、当社管内全体の申請不備発生原因に含まれると考えられることから、以下のとおりである。

1. 許認可申請業務の明確なルールの不備

○第一線事業所が申請の要否を的確に判断できる業務フローが明確でなかった。

○工事計画段階での申請の要否、河川区域を確認するなどのルールが不備であった。

2. 河川法に対する認識不足

○既許可可範囲内での工事や取水ダム等の安定性に大きな影響を与えない工事などは申請が不要と誤っていた等、河川法を誤って認識していた。

○河川法を理解・習得する仕組みが不十分であった。

3. チェック体制が不十分

○申請の要否判断を第一線事業所に一任していた。

○支店は申請に対する指導が不十分であり、また申請業務を確認する体制としていなかった。

4. 法令遵守意識の浸透が不十分

○申請を行わず改修工事を実施したことは、法令遵守の意識の浸透が不十分であった。

【再発防止対策】

当社は、「常に安全最優先の精神を持ち続けること」、「ルールを守り社会的な信頼の向上と安心作りに努めること」、「お客さまに喜んでいただける、質の高い仕事を追求すること」の決意のもと、業務品質と安全文化の向上に、現在鋭意取り組んでいる。

こうした中で、当社は、河川法の申請を行わずに種々の改修工事を長期に亘り実施していた事実を深く反省し、安全・安心を確保するとの設備管理の原点を再度心に刻み、以下に示す再発防止対策を着実に実施することにより、信頼の回復に努めることとしたい。

1. 河川法申請業務ルールの明確化

○申請業務を適正に行うための要領およびマニュアルの作成によるルールの明確化

・河川法の申請を漏れなく行うための業務フローと申請要否判断フローの策定。

・河川管理者との事前協議にあたって、前年度実績と当年度予定の相互確認の実施。

・第一線事業所・支店で共通のデータベース活用による申請状況チェックの明確化。

・改修工事に伴う申請履歴管理のためのシステムへのデータ入力力の徹底。

2. 河川法に対する理解浸透

○社員研修の充実

・本店で実施する関係部門の研修での河川法の知識、申請業務要領、不適切事例の解説に関するカリキュラムの追加と各支店大での河川法に関する研修の速やかな実施。

○職場における河川法の理解浸透

・第一線事業所の管理職による所属員に対する河川法申請業務ルールの徹底と定期的な申請事例検討会の実施。

3. チェック体制の整備

○要否判断と申請漏れ防止のためのチェック

・改修計画策定時に第一線事業所が判断した申請要否の本店・支店による確実なチェックの実施。

・第一線事業所と支店による共通データベースを活用した申請状況のチェックの実施。

○部門内部監査での申請業務チェック

・本店が行う部門内部監査、支店が行う保安指導での適正な申請業務の実施状況確認。

・部門内部監査でのマニュアルの実効性の検証。

○本店・支店間の現場業務実態の把握

・支店・第一線事業所の課題の洗い上げ・水平展開とフォローのため第一線管理職会議の強化と本店・支店管理職による全事業所対話の新たな実施。

4. 法令遵守の徹底

関係する部門の研修、支店・第一線事業所での検討会等で法令遵守の徹底を併せて実施する。

5. 再発防止対策のフォロー

申請業務のルールを明確にしたマニュアルやチェック体制の整備等の対策が十分に機能しているか、実効性についての検証を実施する。

調 査 報 告 書 概 要

(1) 鳥並発電所外3件に係る無許可改築等の発生原因

- ① 申請要否に関する判断基準が不明瞭であった。また、申請の要否をチェックするしくみが不十分であった。
- ② 申請の必要性の判断がつかない件名について、河川管理者との事前協議が不十分であった。
- ③ 河川法申請行為に関する担当部署の認識が不足していた。

(2) 中部電力株式会社としての再発防止策

今回の無許可改築等を踏まえ、河川管理者のご協力をいただきながら、以下の再発防止対策を策定し周知徹底する。

- ① 申請手続きに関する社内ルールの整備
 - ・申請書記載事項の社内標準化を図り、申請要否について判断基準を作成する。
 - ・申請手続きおよび内容について、チェック表を用い確認する。
 - ・手続き実施状況について履歴を残す。
- ② 河川管理者との事前協議の確実な実施

申請の要否について河川管理者と事前調整を確実に実施する。

実施時期については、原則として前年度末に行うこととし、期中における工事発生時にも実施する。
- ③ 申請手続きに関する教育の実施

担当部署の関係者に対し、河川法申請手続きに関する社内ルールの徹底のための教育を実施する。

以 上

(別添1)

(1) 報告データの不適切な取扱い

① 報告データに不適切な取扱いがあったとして新たに報告があったダム

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	東京電力(株)	利根川	須田貝	須田貝ダム	群馬	堆砂量	不明～H17

② 既に報告のあったダムで、新たにデータの種類の追加されたもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	東京電力(株)	相模川	葛野川	葛野川ダム	山梨	水位	H10～H11
						流入量	H10～H11
						放流量	H10～H11
						揚圧力	H10～H11
2	東京電力(株)	那珂川	塩原	八汐ダム	栃木	水位	H6～H13
3	東京電力(株)	那珂川	塩原	蛇尾川ダム	栃木	水位	H6～H13

③ 報告データに不適切な取扱いがあった時期について訂正があったもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	東京電力(株)	那珂川	塩原	八汐ダム	栃木	放流量	H6～H17
						堆砂量	H6～H17
2	東京電力(株)	那珂川	塩原	蛇尾川ダム	栃木	放流量	H6～H17
						堆砂量	H6～H17
3	東京電力(株)	利根川	今市	栗山ダム	栃木	堆砂量	H1～H14
4	東京電力(株)	利根川	今市	今市ダム	栃木	堆砂量	S63～H17
5	東京電力(株)	利根川	一之瀬	丸沼ダム	群馬	堆砂量	H1～H13
6	東京電力(株)	利根川	玉原	玉原ダム	群馬	水平変位	S58～H17

(2) 河川法の手続きに不適切な取扱いがあったとして新たに報告のあった発電所

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
1	東京電力(株)	利根川	綾戸	群馬	・水位計の設置等
2	東京電力(株)	利根川	前橋	群馬	・水位計の設置等
3	東京電力(株)	富士川	釜無川第三	山梨	・手摺りの設置等

(参考1) 平成18年12月20日に報告のあった報告データの不適切発電所リスト

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	電源開発㈱	那珂川	沼原	沼原ダム	栃木県	水平変位	S61～H17
2	東京電力㈱	那珂川	塩原	八汐ダム	栃木県	放流量	H8～H17
						堆砂量	H8～H17
3	東京電力㈱	那珂川	塩原	蛇尾川ダム	栃木県	放流量	H8～H17
						堆砂量	H8～H17
4	東京電力㈱	利根川	今市	栗山ダム	栃木県	堆砂量	H8～H14
5	東京電力㈱	利根川	今市	今市ダム	栃木県	堆砂量	H8～H17
6	東京電力㈱	利根川	一之瀬	丸沼ダム	群馬県	堆砂量	H8～H13
7	東京電力㈱	利根川	玉原	玉原ダム	群馬県	水平変位	H8～H17
8	東京電力㈱	相模川	葛野川	葛野川ダム	山梨県	堆砂量	H12～H16

* 水平変位、放流量、堆砂量状況については、水利使用規則(河川法第23条の許可の条件)に基づき、年ごとの観測結果を翌年1月末までに報告することとしている。

(参考－２) 平成１８年１２月２０日に報告のあった河川法の手続き不適切発電所リスト
(東北電力・東京電力・中部電力)

1/2

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在府県名	主な調査対象行為
1	東北電力(株)	久慈川	川上	福島	水位計設置 等
2	東北電力(株)	久慈川	雨谷	福島	えん堤補修 等
3	東京電力㈱	利根川	矢木沢	群馬	水位計設置 等
4	東京電力㈱	利根川	須田貝	群馬	水位計設置 等
5	東京電力㈱	利根川	玉原	群馬	巡視路設置 等
6	東京電力㈱	利根川	藤原	群馬	水位計設置 等
7	東京電力㈱	利根川	今井	群馬	管理橋設置 等
8	東京電力㈱	利根川	鹿沢	群馬	土砂吐門取替 等
9	東京電力㈱	利根川	松谷	群馬	根固め設置 等
10	東京電力㈱	利根川	西窪	群馬	根固め設置 等
11	東京電力㈱	利根川	川中	群馬	根固め設置 等
12	東京電力㈱	利根川	大津	群馬	根固め設置 等
13	東京電力㈱	利根川	幡谷	群馬	根固め工設置 等
14	東京電力㈱	利根川	上牧	群馬	排砂門取替 等
15	東京電力㈱	利根川	上久屋	群馬	水位計設置 等
16	東京電力㈱	利根川	根利川	群馬	水位計設置 等
17	東京電力㈱	利根川	戸倉	群馬	水位計設置 等
18	東京電力㈱	利根川	岩本	群馬	管理橋設置 等
19	東京電力㈱	利根川	岩室	群馬	管理橋設置 等
20	東京電力㈱	利根川	鎌田	群馬	水位計設置 等
21	東京電力㈱	利根川	一之瀬	群馬	制水門扉取替 等
22	東京電力㈱	利根川	伏田	群馬	水位計設置 等
23	東京電力㈱	利根川	小松	群馬	水位計設置 等
24	東京電力㈱	利根川	丸沼	群馬	水位計設置 等
25	東京電力㈱	利根川	水上	群馬	水位計設置 等
26	東京電力㈱	利根川	羽根尾	群馬	水位計設置 等
27	東京電力㈱	利根川	熊川第一	群馬	水位計設置 等
28	東京電力㈱	利根川	熊川第二	群馬	根固め設置 等
29	東京電力㈱	利根川	箱島	群馬	点検用通路設置
30	東京電力㈱	利根川	渋川	群馬	水位計設置 等
31	東京電力㈱	利根川	室田	群馬	水位計設置 等
32	東京電力㈱	利根川	佐久	群馬	水位計設置 等
33	東京電力㈱	利根川	厚田	群馬	管理橋設置 等
34	東京電力㈱	利根川	原町	群馬	水位計設置 等
35	東京電力㈱	利根川	金井	群馬	水位計設置 等
36	東京電力㈱	利根川	里見	群馬	水位計設置 等
37	東京電力㈱	利根川	白根	群馬	水位計設置 等
38	東京電力㈱	利根川	栓ノ滝	群馬	管理橋設置 等
39	東京電力㈱	利根川	千鳥	群馬	放水口門扉取替え 等
40	東京電力㈱	利根川	神流川	群馬	水位計設置 等
41	東京電力㈱	利根川	福岡	群馬	水位計設置 等
42	東京電力㈱	利根川	川俣	栃木	管理橋設置 等
43	東京電力㈱	利根川	栗山	栃木	根固め設置 等
44	東京電力㈱	利根川	鬼怒川	栃木	洪水吐門扉取替 等
45	東京電力㈱	利根川	塩谷	栃木	根固め工設置 等

(参考-2) 平成18年12月20日に報告のあった河川法の手続き不適切発電所リスト

(東北電力・東京電力・中部電力)

2/2

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在府県名	主な調査対象行為
46	東京電力㈱	利根川	竹之沢	栃木	放水路護岸修繕 等
47	東京電力㈱	利根川	中岩	栃木	取水ダム補修 等
48	東京電力㈱	利根川	道谷原	栃木	魚道修繕 等
49	東京電力㈱	利根川	日光第一	栃木	排砂門・制水門取替え 等
50	東京電力㈱	利根川	日光第二	栃木	管理橋設置 等
51	東京電力㈱	利根川	赤沢	栃木	水位計設置 等
52	東京電力㈱	利根川	所野第一	栃木	護岸修繕 等
53	東京電力㈱	利根川	今市	栃木	水位計設置 等
54	東京電力㈱	利根川	西鬼怒川	栃木	制水ゲート取替 等
55	東京電力㈱	那珂川	沢名川	栃木	水位計設置 等
56	東京電力㈱	那珂川	黒川	栃木	取水ロスクリーン取替え 等
57	東京電力㈱	那珂川	塩原	栃木	護岸設置 等
58	東京電力㈱	那珂川	蛇尾川	栃木	取水ロスクリーン取替え 等
59	東京電力㈱	那珂川	赤川	栃木	水位計設置 等
60	東京電力㈱	那珂川	箒川	栃木	水位計設置 等
61	東京電力㈱	相模川	鐘ヶ淵	山梨	管理橋設置 等
62	東京電力㈱	相模川	忍野	山梨	管理橋設置 等
63	東京電力㈱	相模川	鹿留	山梨	布団カゴ設置 等
64	東京電力㈱	相模川	谷村	山梨	水位計設置 等
65	東京電力㈱	相模川	川茂	山梨	水位計設置 等
66	東京電力㈱	相模川	駒橋	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
67	東京電力㈱	相模川	ハッ沢	山梨	管理橋設置 等
68	東京電力㈱	相模川	松留	山梨	ITV設置 等
69	東京電力㈱	相模川	葛野川	山梨	護岸設置 等
70	東京電力㈱	富士川	初鹿野	山梨	管理橋設置 等
71	東京電力㈱	富士川	柏尾	山梨	管理橋設置 等
72	東京電力㈱	大井川	田代川第一	山梨	管理橋設置 等
73	東京電力㈱	富士川	早川第三	山梨	管理橋設置 等
74	東京電力㈱	富士川	早川第一	山梨	管理橋設置 等
75	東京電力㈱	富士川	釜無川第一	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
76	東京電力㈱	富士川	釜無川第二	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
77	東京電力㈱	富士川	小武川第三	山梨	水位計設置 等
78	東京電力㈱	富士川	小武川第四	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
79	東京電力㈱	富士川	江草	山梨	管理橋設置 等
80	東京電力㈱	富士川	芦安	山梨	ITV設置 等
81	東京電力㈱	富士川	芦川第一	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
82	東京電力㈱	富士川	芦川第二	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
83	東京電力㈱	富士川	芦川第三	山梨	管理橋設置 等
84	東京電力㈱	富士川	津金	山梨	水位計設置 等
85	東京電力㈱	富士川	御岳	山梨	取水ロスクリーン取替え 等
86	中部電力(株)	富士川	鳥並	静岡	取水口制水門改修 等
87	中部電力(株)	富士川	西山	静岡	塵芥運搬設備 等
88	中部電力(株)	富士川	長貫	静岡	護岸修繕 等
89	中部電力(株)	富士川	芝富	静岡	護岸修繕 等

東京電力(株)等の水利使用許可に係る報告徴収及び東京電力(株)野反ダムの水利使用許可に係る再報告徴収について

1 河川法78条に基づく報告について

各電力会社による水力発電関連施設に係る自主点検の結果判明した報告データ又は法手続の不適切案件に関し、河川法第78条第1項に基づき、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)、中部電力(株)及び電源開発(株)に対して求めていた、経緯、再発防止策等に係る報告につきまして本日、受け取りました。(調査対象発電所リスト等は別紙)

当局といたしましては、報告の内容を精査し、今後に必要な対応をしていく所存です。

(別添) 各電力会社の調査結果および再発防止策等概要

2 野反ダムの再報告徴収について

東京電力(株)野反ダムにおいて、ダムの変形を計測した値を補正して北陸地方整備局へ報告されていたことについて、平成18年12月12日に東京電力(株)より報告を受けたところですが、北陸地方整備局としては、当該報告において内容の不足及び不明な点があるため、平成18年12月26日に河川法第78条第1項に基づき、同社に対して求めていた再報告を、本日、受け取りました。

当局といたしましては、再報告の内容を精査し、今後に必要な対応をしていく所存です。

(別添) 東京電力(株)野反ダムの調査結果および再発防止策等概要

3 自主点検要請について

一級河川の河川区域等に存する6電力会社の水力発電所施設以外の利水者に対しても、報告データ及び法手続の適正性について自主点検を行うことを要請しましたのであわせてお知らせします。

同時資料配付記者クラブ	問い合わせ先
新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県県政記者クラブ 福島県県政記者クラブ 長野市政記者クラブ 高山記者クラブ 刀水クラブ	国土交通省 北陸地方整備局 河川部 広域水管理官 (M 3516) 水政課長 (M 3551) 河川管理課長 (M 3751) TEL 025-280-8880

水力発電所における無許可改築等に関する調査報告書の概要

【発生原因の特定】

1. 許認可申請業務の明確なルールの不備

申請の可否を的確に判断できる業務フローが明確でなく、また工事計画段階での申請の可否、河川区域を確認するなどのルールが不備であった。

2. 河川法に対する認識不足

既許可占用範囲内での工事や取水ダムの強度・安定性に大きな影響を与えない工事等は申請が不要と思っていた等、河川法を誤って認識していた。また河川法を理解・習得する仕組みが不十分であった。

3. チェック体制が不十分

申請の可否判断を第一線事業所に一任していた。支店は申請に対する指導が不十分であり、また申請業務を確認する体制としていなかった。

4. 法令遵守意識の浸透が不十分

申請を行わず改修工事を実施したことは、法令遵守の意識の浸透が不十分であった。

【再発防止対策】

1. 河川法申請業務ルールの明確化

申請業務を適正に行うための要領およびマニュアルの作成によるルールの明確化。

- ・河川法の申請を漏れなく行うための業務フローと申請可否判断フローの策定。
- ・河川管理者との事前協議の実施。
- ・共通のデータベース活用による申請状況チェックの明確化。
- ・申請履歴管理のためのシステムへのデータ入力徹底。

2. 河川法に対する理解浸透・法令遵守

(1) 社員研修の充実

関係部門の研修において河川法の知識、申請業務要領、不適切事例の解説に関するカリキュラムの追加と支店大での河川法に関する研修の速やかな実施。

(2) 職場における河川法の理解浸透

第一線事業所員に対する河川法申請業務ルールの徹底と定期的な申請事例検討会の実施。

3. チェック体制の整備

(1) 可否判断と申請漏れ防止のためのチェック

改修工事策定時に第一線事業所が判断した申請可否の支店による確実なチェックの実施と第一線事業所と支店による共通データベースを活用した申請状況のチェックの実施。

(2) 部門内部監査での申請業務チェック

本店が行う部門内部監査、支店が行う保安指導での適正な申請業務の実施状況確認と部門内部監査でのマニュアルの実効性の検証。

(3) 本店主管部の現場業務実態の把握

第一線事業所等の課題吸い上げ・水平展開、フォローのため第一線管理職会議の強化と本店主管部管理職による全事業所対話を新たに実施。

4. 法令遵守の徹底

関係する部門の研修、支店・第一線事業所での検討会等で法令遵守の徹底を併せて実施する。

5. 再発防止対策のフォロー

申請業務のルールを明確にしたマニュアルやチェック体制の整備等の対策が十分に機能しているか、実効性について検証を実施する。

調査報告書概要

本調査報告書概要は、国土交通北陸地方整備局から当社あてに発出された報告徴収命令に基づき、その概要をとりまとめたものである。発出された報告徴収の内容は以下のとおりである。

【データ改ざんおよび手続き不備に関する報告徴収内容】（発信日 H18.12.21）

- ・ 穴藤ダム等に係るデータの不適切な取扱いの経緯等の詳細及び同ダム等の安全性に関する諸データ
- ・ 今井発電所外 82 件に係る無許可改築等の発生原因
- ・ 東京電力株式会社としての再発防止策

【野反ダムに関する再報告徴収内容】（発信日 H18.12.26）

「当社野反ダム計測データ不適切な取扱いに関する調査報告書」中「4. ダムの安全性検討」について、

- ・ 各種データの信憑性に対する確認
- ・ 安全性に関する客観的な評価

I. 「データ改ざんおよび手続き不備に関する報告徴収内容」の概要

1. データ改ざん等が行われたダムの安全性について

【対象ダム】 穴藤ダム、奈川渡ダム、永殿ダム

- 計測データの整理およびダムの安全性について、社外専門家の評価を受け、全てのダムが安全であることを確認した。

2. データ改ざん等に関する発生原因分析

今回の一連の調査において、データ改ざん等が行われていたことが明らかになった事案を整理し、改ざんが行われ、それが継続した原因として、下記 4 つの環境を抽出した。

- 改ざんの根本的原因が生じる背景
- 改ざんを実行してしまう心理
- 改ざんを実行してしまう環境
- 改ざんが継続してしまう環境

3. データ改ざん等に対する再発防止策の策定

上記の環境別に改善すべき点を整理し、再発防止策を策定した。

【意識】面における対策

- 「企業倫理遵守に関する行動基準」にデータの適正管理等に関する具体的記述を追加
- 企業倫理遵守に関する宣誓書の提出等の仕組みの導入
- データの取扱いに関する心構えを認識させるための仕組みの構築
- 部門・職場の特性等を念頭にいた企業倫理研修の充実
- 業務プレッシャー等の第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの充実

【仕組み】面における対策

- 内部監査部門による保安監査において河川法も監査対象に追加
- 法令に基づく報告データについての検討、チェック
- 計測データに異常値が発生した場合の取扱いルールの明確化
- 計測データの取扱いに関する責任の明確化
- 各点所計測管理担当による計測業務、手引きと等の相互チェック
- ダム計測管理業務に関するサポート体制の充実に
- 堆砂量算出に際しての取扱いの明確化
- 内部監査部門が再発防止策の実施状況とその実効性を評価

4. 河川法手続き不備の発生原因分析

手続き不備事例ならびに申請業務フローを分析した結果、以下の発生原因を抽出した。

- 申請の要否、内容についてチェックする仕組みがなく、工事実施箇所が都合の良い解釈をしていた。
- 工事実施箇所において河川法の内容を十分理解せずに業務を遂行していた。
- 河川管理者に対して申請の要否について確認を怠った。

5. 河川法手続き不備に関する再発防止策の策定

上記4の原因に対する再発防止策を策定した。

- 法令に基づく適正な申請についてチェックする制度の整備
- 内部監査部門による保安監査において河川法も監査対象に追加
- 河川法及び関連法令を習得するための仕組みの構築
- 申請の要否判断が容易に出来るよう、河川管理者へ確認を行うことをルール化する。

今後、これらの対策に着実に取り組み、厳正かつ適切に水力発電所に係る業務運営を進めていく。

II. 「野反ダムに関する再報告徴収内容」の概要

平成18年12月12日付けで提出した「当社野反ダム計測データの不適切な取扱いに関する調査報告書」の中に、以下の事項を付して再報告した。

- 各種データの信憑性に対する確認結果
 - ・野帳等により計測実施等の現場記録が確認できた期間のデータを使用した。
- 安定性に関する客観的な評価結果
 - ・社外専門家からの評価について検討経緯他を整理し、客観的評価が行われたことを記載

以 上

調 査 報 告 書 概 要

(1) 海ノ口発電所等に係る無許可改築等の発生原因

- ① 申請要否に関する判断基準が不明瞭であった。また、申請の要否をチェックするしくみが不十分であった。
- ② 申請の必要性の判断がつかない件名について、河川管理者との事前協議が不十分であった。
- ③ 河川法申請行為に関する担当部署の認識が不足していた。

(2) 中部電力株式会社としての再発防止策

今回の無許可改築等を踏まえ、河川管理者のご協力をいただきながら、以下の再発防止対策を策定し周知徹底する。

- ① 申請手続きに関する社内ルールの整備
 - ・ 申請書記載事項の社内標準化を図り、申請要否について判断基準を作成する。
 - ・ 申請手続きおよび内容について、チェック表を用い確認する。
 - ・ 手続き実施状況について履歴を残す。
- ② 河川管理者との事前協議の確実な実施

申請の要否について河川管理者と事前調整を確実に実施する。

実施時期については、原則として前年度末に行うこととし、期中における工事発生時にも実施する。
- ③ 申請手続きに関する教育の実施

担当部署の関係者に対し、河川法申請手続きに関する社内ルールの徹底のための教育を実施する。

以 上

平成19年 1月24日
関西電力株式会社

黒部川水系、庄川水系及び神通川水系における水利使用許可（黒部川第四発電所）等に係る報告について

1. 黒部川第四発電所等に係る無許可改築等の発生原因

- 河川法上の申請要否に関する判断基準が不明確であった。
- 申請の要否を判断する仕組みが不十分であった。

これらの原因により、個々の行為について軽微なものと判断し申請が必要と思わなかったために、無許可改築等が発生した。

2. 再発防止策

- 今後、北陸地方整備局との間で河川法に係る申請手続き判定フローについて協議する。
- 次の内容を社内規程に追記し、社員に周知徹底していく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 申請要否の判断にあたっては、工事所管部門と申請担当部門の複数部門で相互確認するとともに、河川管理者と事前協議を行う。・ 一旦申請要否を判断された工事であっても、工事計画を変更した場合には、その都度、申請要否を再判断する。 |
|---|

以 上

水力発電関連施設に係る無許可改築等の発生原因ならびに再発防止策の概要

【調査の体制・方法】

平成18年12月21日に国土交通省北陸地方整備局より、河川法第78条第1項の規定により報告徴収の指示を受けた事案について、また平成18年12月20日の自主点検報告後、堆砂状況報告データの取扱いが不適切であることが明らかになった事案について、全社コンプライアンス委員会（委員長：社長 中垣喜彦）の下、「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事案対策部会」（部会長：副社長 沢部 清）を平成18年12月27日に設置し、本件に係る調査、検討、分析、再発防止策の検討を行いました。
なお、調査、検討における客観性・透明性を確保するため、専門知識を有する社外専門家の評価・アドバイスを受ける結果のとりまとめを行いました。

測定データの不適切な取扱い

【自主点検】

1. 自主点検の実施
ダム等の測定データにおける不適切な取扱いの有無に関して、水利使用規則で定められている測定等の報告事項について調査を実施いたしました。
調査期間は、社内にデータが保存されている全期間を対象。
・調査対象項目
①変形 ②漏水 ③揚圧力 ④貯水池内及びその末端付近の堆砂状況

2. 自主点検結果
水利使用規則に基づく報告のうち、次の4ダムにおけるダム堆砂状況報告等にデータの不適切な取扱いが確認されました。
①カッサダム、二居ダム

奥清津第二発電所の建設によって新設した取水口（カッサ調整池）、放水口（二居調整池）掘削によって一部堆砂量の断面が変化したにもかかわらず、奥清津第二発電所建設前の断面を変更することなく、堆砂量報告を行っていた。
②田子倉ダム

一部の測線で建設前に測量した元河床高と建設後の第1回目堆砂測量結果での河床高が測量方法の違いにより異なっていたが、その後の堆砂測量結果に変化がなかったことから、毎年の堆砂測量結果の河床高を建設前に測量した元河床高に修整して報告していた。
③大黒谷ダム

当初容量とその後の実測結果による貯水容量とに大きな差があったことから、当初容量からの連続性を保つため、河床断面を補整し、堆砂量を算出し報告書を提出していた。また、ダム水位記録に関しては、水利使用規則で定められている最低水位を下回った値をプラスに書き換えて報告書を提出していた。
発電運用は、計画の有効貯水容量（320,000 m³）に相当する水位までを利用水深として発電運用を継続してきた。

当容量とその後の実測結果による貯水容量とに大きな差があったことから、当初容量からの連続性を保つため、河床断面を補整し、堆砂量を算出し報告書を提出していた。また、ダム水位記録に関しては、水利使用規則で定められている最低水位を下回った値をプラスに書き換えて報告書を提出していた。

【発生原因の分析】

1. 自主点検結果から抽出された問題点
①建設から保守への引継ぎ不備
②電力供給を第一と考える独善的考え
③問題を隠そうとする体質
④担当者任せの体質
⑤管理職の管理監督不十分
⑥定期報告の意義、重要性に対する理解不足

【発生原因の分析】（続き）

2. 点検結果に基づく発生原因の特定
①法令遵守の意識が不十分
②管理監督体制が不十分
③問題を隠そうとする体質

【再発防止策】

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員一人ひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきました。そうした中で、今般の事案が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止策を着実に実施することといたします。

1. 水利使用許可申請・水利使用変更許可申請のチェック体制の整備

①申請内容に関する課題引き継ぎ、申請内容確認の徹底
②設備の新設・増設工事に伴う許認可手続きの確認
③水利権更新時の申請内容確認の徹底

2. 法令に基づく報告のチェック体制の整備

①測量業務における元データ保管の義務付け
②測量データのチェック体制の充実
③重要業務の引継ぎに対する管理主任技術者の確認

3. 法令遵守の教育体制の整備

河川法、電気事業法及び関連法令に関する知識の習得と、遵法意識の徹底のための教育の仕組みを再構築する。

4. ダムの安全性評価体制の強化

ダムに関する重要な測定データを、本店技術主管箇所が定期的に取まとめ分析評価をすることにより、安全に關する評価体制の強化を図る。

【安全性の確認】

○大黒谷ダム

堆砂によるダムの安全性および洪水時の水位上昇の影響は以下のとおりです。
・実測平均堆砂量は、当初設計時の推定堆砂量と同じであり、ダムの安全性に問題はないと判断しております。

・実測値を用いて洪水時の計算を行った結果、影響範囲はほとんど変わらず、当該土地の利用形態から問題はないと判断しております。

○カッサダム・二居ダムおよび田子倉ダム

・実測値を用いて洪水時の計算を行った結果、現在洪水位には影響を及ぼしていないことから、安全上問題ないと判断しております。

河川法第26条第1項ならびに第55条の許可申請の不備

【自主点検】

1. 自主点検の実施

北陸地方整備局管内にある19箇所の水力発電所において、社内工事記録等の調査の他、当時の担当職員（OBを含む）や社内外の関係者へのヒアリング調査も併用し必要な許可を得ているかどうかの調査を行いました。

2. 自主点検結果

関係発電所は、大津岐、奥只見、大島、田子倉、滝、黒谷、黒又第一、黒又第二、奥清津、手取川第一、御母衣第二、尾上郷の13発電所で合計98件の許可申請手続きに不備がありました。

河川法第26条申請不備	79件
河川法第55条申請不備	10件
河川法第26条及び第55条申請不備	9件

【発生原因の分析】

原因を整理すると以下の3点に集約されます。

- ①河川法に対する認識が不足していた。
- ②組織のチェック機能が甘く、申請要否、内容についてチェックする仕組みが不十分で、工事実施箇所が独自で判断し、都合のよい解釈をしていた。
- ③河川区域、河川保全区域内の工事であるにも係らず、許可工作物の改築等を河川管理者と協議することなく、当社の判断で許可が不要であると判断して工事を施工した。

【安全性の確認】

現地調査の指示のあった小シウド谷第一取水ダムについては、平成18年12月21日の現地立入調査において「目視による安定性の確認」を受け、平成18年12月27日に「安定性の検討結果についての報告」を行なっております。安定性に関する検討の結果、ダムの安全性に問題は無いと判断しております。

【再発防止策】

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

- ①長期保守計画書に申請の要否確認欄を追記し、チェック体制を充実する。
- ②次年度計画がまとまった段階で、河川管理者と水利使用に関する事前協議を行う。

③土木工作物保守運用要項を改訂して新たに上記に申請手続きを定める。

④許認可経歴台帳を整備し、併せて許認可申請書類を保管する。

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

①社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る

②法令遵守に係る定期的な社員研修を強化する。

③関係法令の制定改廃情報を周知徹底する。

④技術研修のカリキュラムに法令遵守プログラムを必修化する。

⑤管理主任技術者、ダム管理担当者の法令教育を強化する。

⑥ダム主任会議等でコンプライアンス事例の情報を共有化する。

3. 許認可申請要否の判定ルールの明確化

①申請要否判断フローおよび届出対象となる設備、範囲を明確にして「土木工作物保守運用要項」に記載し、申請要否等の判定ルールを明確にする。

②水利使用許可申請書の記載漏れを防止するため、工作物および仕様に関する記載項目を標準化する。

なお、今後、98件の申請不備の是正に向け、河川管理者のご指示に基づき適切に対応して参ります。

以上

報告データに不適切な取扱いがあったダム

別紙

番号	電力会社名	水系名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	東京電力㈱	信濃川	野反ダム	群馬	沈下量	H2～H16
					水平変位	H2～H16
					放流管肉厚	S59～H14
2	東京電力㈱	信濃川	穴藤ダム	新潟	揚圧力	H11～H12
3	東京電力㈱	信濃川	洗沢ダム	長野	ダム水位	H9
4	東京電力㈱	信濃川	奈川渡ダム	長野	揚圧力	H8～H17
5	東京電力㈱	信濃川	水殿ダム	長野	揚圧力	H8～H17

番号	電力会社名	水系名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	関西電力㈱	黒部川	黒部ダム	富山	堆砂量	S35～H17
2	関西電力㈱	黒部川	仙人谷ダム	富山	堆砂量	H10～H17
3	関西電力㈱	黒部川	小屋平ダム	富山	堆砂量	H10～H17
4	関西電力㈱	黒部川	出し平ダム	富山	堆砂量	S60～H17
5	関西電力㈱	庄川	鳩谷ダム	岐阜	堆砂量	H10～H17
6	関西電力㈱	庄川	椿原ダム	岐阜	堆砂量	S28～H17
7	関西電力㈱	庄川	成出ダム	富山・岐阜	堆砂量	S26～H17
8	関西電力㈱	庄川	赤尾ダム	富山	堆砂量	H10～H17
9	関西電力㈱	庄川	小原ダム	富山	堆砂量	H10～H17
10	関西電力㈱	庄川	祖山ダム	富山	堆砂量	S5～H17
11	関西電力㈱	庄川	千束ダム	富山	堆砂量	H10～H17
12	関西電力㈱	庄川	利賀ダム	富山	堆砂量	H10～H17
13	関西電力㈱	庄川	小牧ダム	富山	堆砂量	H10～H17
14	関西電力㈱	庄川	庄川合口ダム	富山	堆砂量	H10～H17
15	関西電力㈱	神通川	下小島ダム	岐阜	堆砂量	H10～H17
16	関西電力㈱	神通川	角川ダム	岐阜	堆砂量	H10～H17
17	関西電力㈱	神通川	坂上ダム	岐阜	堆砂量	H10～H17
18	関西電力㈱	神通川	打保ダム	岐阜	堆砂量	H10～H17

番号	電力会社名	水系名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	電源開発(株)	信濃川	カッサダム	新潟	堆砂量	H8～H17
2	電源開発(株)	信濃川	二居ダム	新潟	堆砂量	H8～H17
3	電源開発(株)	庄川	大黒谷ダム	岐阜	堆砂量	S49～H17
					ダム水位	S47～H17
4	電源開発(株)	阿賀野川	田子倉ダム	福島	堆砂量	S42～H17

河川法の手続き遺漏の調査対象発電所リスト

地整等名: 北陸地方整備局

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
1	東京電力(株)	阿賀野川	小野川	福島	管理橋の設置 等
2	東京電力(株)	阿賀野川	秋元	福島	水位計の設置 等
3	東京電力(株)	阿賀野川	沼ノ倉	福島	水位計の設置 等
4	東京電力(株)	阿賀野川	沼上	福島	電線・通信ケーブルの設置
5	東京電力(株)	阿賀野川	猪苗代第一	福島	水位計の設置 等
6	東京電力(株)	阿賀野川	猪苗代第二	福島	管理橋の設置 等
7	東京電力(株)	阿賀野川	猪苗代第三	福島	水位計の設置
8	東京電力(株)	阿賀野川	猪苗代第四	福島	管理橋の設置 等
9	東京電力(株)	阿賀野川	金川	福島	水位計の設置 等
10	東京電力(株)	阿賀野川	戸の口堰第二	福島	管理橋の設置
11	東京電力(株)	阿賀野川	戸の口堰第三	福島	水位計の設置
12	東京電力(株)	信濃川	霞沢	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
13	東京電力(株)	信濃川	湯川	長野	見張所建物の設置 等
14	東京電力(株)	信濃川	沢渡	長野	えん堤の補修 等
15	東京電力(株)	信濃川	前川	長野	管理橋の設置 等
16	東京電力(株)	信濃川	安曇	長野	管理橋の設置 等
17	東京電力(株)	信濃川	大白川	長野	取水口スクリーンの設置 等
18	東京電力(株)	信濃川	水殿	長野	水位計の設置 等
19	東京電力(株)	信濃川	稲核	長野	流量計の設置 等
20	東京電力(株)	信濃川	竜島	長野	放流警報機器の設置 等
21	東京電力(株)	信濃川	島々谷	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
22	東京電力(株)	信濃川	高瀬川第五	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
23	東京電力(株)	信濃川	新高瀬川	長野	管理橋の設置 等
24	東京電力(株)	信濃川	中の沢	長野	管理所の設置 等
25	東京電力(株)	信濃川	大町	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
26	東京電力(株)	信濃川	高瀬川第一	長野	取水口スクリーンの設置 等
27	東京電力(株)	信濃川	生坂	長野	網場の設置 等
28	東京電力(株)	信濃川	平	長野	管理橋の設置 等
29	東京電力(株)	信濃川	水内	長野	管理橋の設置 等
30	東京電力(株)	信濃川	笹平	長野	水位計の設置 等
31	東京電力(株)	信濃川	小田切	長野	水位計の設置 等
32	東京電力(株)	信濃川	箕輪	長野	水位計の設置 等
33	東京電力(株)	信濃川	土村第一	長野	水位計の設置 等
34	東京電力(株)	信濃川	土村第三	長野	取水口スクリーンの設置 等
35	東京電力(株)	信濃川	穂積	長野	見張所建物の設置 等
36	東京電力(株)	信濃川	海瀬	長野	放流警報機器の設置 等
37	東京電力(株)	信濃川	小諸	長野	取水口スクリーンの設置 等
38	東京電力(株)	信濃川	島川原	長野	管理所の設置 等
39	東京電力(株)	信濃川	塩川	長野	見張所建物の設置 等
40	東京電力(株)	信濃川	切明	長野	被災対応(根固工) 等
41	東京電力(株)	信濃川	中津川第一	新潟	ゲート巻上機建物の建替え 等
42	東京電力(株)	信濃川	中津川第二	新潟	ゲート巻上機建物の設置 等
43	東京電力(株)	信濃川	下船渡	新潟	えん堤の補修 等

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
44	東京電力(株)	信濃川	信濃川	新潟	被災対応(根固工) 等
45	東京電力(株)	信濃川	清津川	新潟	えん堤の補修 等
46	東京電力(株)	信濃川	湯沢	新潟	水位計の取替え
47	東京電力(株)	信濃川	石打	新潟	被災対応(根固工) 等
48	東北電力(株)	阿賀野川	本名	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
49	東北電力(株)	阿賀野川	上田	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
50	東北電力(株)	阿賀野川	宮下	福島	水位計の設置
51	東北電力(株)	阿賀野川	柳津	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
52	東北電力(株)	阿賀野川	片門	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
53	東北電力(株)	阿賀野川	新郷	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
54	東北電力(株)	阿賀野川	山郷	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
55	東北電力(株)	阿賀野川	上野尻	福島	水位計の設置
56	東北電力(株)	阿賀野川	豊実	新潟	水位計の設置 等
57	東北電力(株)	阿賀野川	鹿瀬	新潟	水位計の設置 等
58	東北電力(株)	阿賀野川	揚川	新潟	水位計の設置 等
59	東北電力(株)	阿賀野川	檜枝岐	福島	えん堤の補修 等
60	東北電力(株)	阿賀野川	内川	福島	えん堤の改修 等
61	東北電力(株)	阿賀野川	伊南川	福島	水位計の設置 等
62	東北電力(株)	阿賀野川	鶴沼川	福島	排砂路の改修 等
63	東北電力(株)	阿賀野川	滝谷川	福島	水位計の設置
64	東北電力(株)	阿賀野川	宮川	福島	水位計の設置
65	東北電力(株)	阿賀野川	東山	福島	水位計の設置
66	東北電力(株)	阿賀野川	奥川第一	福島	水位計の設置
67	東北電力(株)	阿賀野川	奥川第二	福島	えん堤の補修 等
68	東北電力(株)	阿賀野川	赤倉	新潟	水位計の設置
69	東北電力(株)	阿賀野川	杉川	新潟	えん堤の補修 等
70	東北電力(株)	信濃川	上条	新潟	水位計の設置 等
71	東北電力(株)	信濃川	須原	新潟	水位計の設置
72	東北電力(株)	信濃川	藪神	新潟	管理所の設置 等
73	東北電力(株)	信濃川	湯之谷	新潟	管理所の設置 等
74	東北電力(株)	信濃川	五十沢第一	新潟	えん堤の改修 等
75	東北電力(株)	信濃川	永松	新潟	水位計の設置
76	東北電力(株)	信濃川	登川	新潟	水位計の設置
77	東北電力(株)	信濃川	宮野原	新潟	被災対応(護岸工) 等
78	東北電力(株)	信濃川	灰雨	新潟	被災対応(護岸工) 等
79	東北電力(株)	関川	西野	新潟	取水口の改修
80	東北電力(株)	関川	高沢	長野	水位計の設置 等
81	東北電力(株)	関川	杉野沢	新潟	水位計の設置 等
82	東北電力(株)	関川	池尻川	長野	ゲートの取替え 等
83	東北電力(株)	関川	関川	新潟	水位計の設置
84	東北電力(株)	関川	田口	新潟	水位計の設置
85	東北電力(株)	関川	蔵々	新潟	被災対応(放水路) 等
86	東北電力(株)	関川	大谷第一	新潟	被災対応(沈砂池) 等
87	東北電力(株)	関川	大谷第二	新潟	水位計の設置 等
88	東北電力(株)	関川	関山	新潟	水位計の設置 等

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
89	東北電力(株)	関川	板倉	新潟	水位計の設置 等
90	電源開発(株)	阿賀野川	大津岐	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
91	電源開発(株)	阿賀野川	奥只見	福島	被災対応(排砂路) 等
92	電源開発(株)	阿賀野川	大島	福島	管理所建物の増築 等
93	電源開発(株)	阿賀野川	田子倉	福島	ゲート巻上機建物の設置 等
94	電源開発(株)	阿賀野川	滝	福島	水位計の設置 等
95	電源開発(株)	阿賀野川	黒谷	福島	網場の設置 等
96	電源開発(株)	信濃川	黒又川第一	新潟	除塵機の撤去 等
97	電源開発(株)	信濃川	黒又川第二	新潟	ゲート巻上機の取替え 等
98	電源開発(株)	信濃川	奥清津	新潟	網場の設置 等
99	電源開発(株)	手取川	手取川第一	石川	被災対応(護床工) 等
100	電源開発(株)	庄川	御母衣	岐阜	被災対応(護岸工) 等
101	電源開発(株)	庄川	御母衣第二	岐阜	被災対応(護岸工) 等
102	電源開発(株)	庄川	尾上郷	岐阜	えん堤の補修 等
103	中部電力(株)	信濃川	海ノ口	長野	水位計の設置
104	中部電力(株)	信濃川	松原	長野	水位計の設置 等
105	中部電力(株)	信濃川	八那池第一	長野	水位計の設置 等
106	中部電力(株)	信濃川	大岳川	長野	水位計の設置 等
107	中部電力(株)	信濃川	臼田	長野	水位計の設置
108	中部電力(株)	信濃川	長倉	長野	水位計の設置
109	中部電力(株)	信濃川	茂沢	長野	沈砂池の改修 等
110	中部電力(株)	信濃川	広戸	長野	水位計の設置
111	中部電力(株)	信濃川	塩沢第一	長野	水位計の設置 等
112	中部電力(株)	信濃川	塩沢第二	長野	ゲートの取替え
113	中部電力(株)	信濃川	唐沢	長野	導水路の改修 等
114	中部電力(株)	信濃川	和田	長野	水位計の設置
115	中部電力(株)	信濃川	水沢	長野	水位計の設置 等
116	中部電力(株)	信濃川	青原	長野	水位計の設置 等
117	中部電力(株)	信濃川	武石	長野	水位計の設置
118	中部電力(株)	信濃川	横沢第一	長野	水位計の設置
119	中部電力(株)	信濃川	横沢第二	長野	水位計の設置
120	中部電力(株)	信濃川	里島	長野	水位計の設置
121	中部電力(株)	信濃川	鳥居川第三	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
122	中部電力(株)	信濃川	鳥居川第二	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
123	中部電力(株)	信濃川	鳥居川第一	長野	ゲート巻上機建物の設置 等
124	中部電力(株)	信濃川	鳥居川第四	長野	水位計の設置
125	中部電力(株)	信濃川	平穂第一	長野	水位計の設置
126	中部電力(株)	信濃川	平穂第三	長野	水位計の設置
127	中部電力(株)	信濃川	藤平第一	長野	水位計の設置 等
128	中部電力(株)	信濃川	藤平第二	長野	水位計の設置
129	中部電力(株)	信濃川	樽川	長野	水位計の設置 等
130	中部電力(株)	信濃川	志久見川第一	長野	水位計の設置 等
131	中部電力(株)	信濃川	志久見川第二	長野	水位計の設置
132	中部電力(株)	信濃川	中房第五	長野	取水口の改修 等
133	中部電力(株)	信濃川	中房第四	長野	水位計の設置 等

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
134	中部電力(株)	信濃川	宮城第二	長野	水位計の設置
135	中部電力(株)	信濃川	宮城第三	長野	水位計の設置
136	中部電力(株)	信濃川	烏川第一	長野	水位計の設置
137	中部電力(株)	信濃川	烏川第二	長野	水位計の設置 等
138	中部電力(株)	信濃川	烏川第三	長野	水位計の設置
139	中部電力(株)	信濃川	犀川	長野	水位計の設置 等
140	中部電力(株)	信濃川	薄川第四	長野	水位計の設置 等
141	中部電力(株)	信濃川	薄川第三	長野	水位計の設置
142	中部電力(株)	信濃川	薄川第二	長野	水位計の設置 等
143	中部電力(株)	信濃川	薄川第一	長野	水位計の設置
144	中部電力(株)	姫川	南股	長野	水位計の設置 等
145	中部電力(株)	姫川	二股	長野	ゲートの改修 等
146	中部電力(株)	姫川	新楠川	長野	被災対応(護岸工) 等
147	中部電力(株)	姫川	姫川第二	長野	被災対応(護岸工) 等
148	中部電力(株)	姫川	姫川第三	長野	水位計の設置 等
149	中部電力(株)	神通川	池の俣	岐阜	水位計の設置
150	中部電力(株)	神通川	旗鉾	岐阜	水位計の設置
151	中部電力(株)	神通川	根方	岐阜	水位計の設置
152	中部電力(株)	神通川	茶屋野	岐阜	水位計の設置 等
153	中部電力(株)	神通川	下切	岐阜	水位計の設置
154	中部電力(株)	神通川	天神	岐阜	水位計の設置
155	関西電力(株)	黒部川	黒部川第4	富山	水位計の設置 等
156	関西電力(株)	黒部川	黒部川第3	富山	水位計の設置
157	関西電力(株)	黒部川	黒部川第2	富山	取水口スクリーンの設置 等
158	関西電力(株)	黒部川	新柳河原	富山	網場の設置 等
159	関西電力(株)	黒部川	音沢	富山	水位計の設置 等
160	関西電力(株)	黒部川	宇奈月	富山	水位計の設置 等
161	関西電力(株)	黒部川	愛本	富山	取水口スクリーンの設置
162	関西電力(株)	庄川	平瀬	岐阜	水位計の設置 等
163	関西電力(株)	庄川	荒谷	岐阜	水位計の設置 等
164	関西電力(株)	庄川	鳩谷	岐阜	水位計の設置 等
165	関西電力(株)	庄川	新椿原	岐阜	水位計の設置
166	関西電力(株)	庄川	椿原	岐阜	網場の設置 等
167	関西電力(株)	庄川	成出	富山	水位計の設置 等
168	関西電力(株)	庄川	赤尾	富山	水位計の設置 等
169	関西電力(株)	庄川	新小原	富山	水位計の設置 等
170	関西電力(株)	庄川	小原	富山	水位計の設置 等
171	関西電力(株)	庄川	祖山	富山	網場の設置 等
172	関西電力(株)	庄川	小牧	富山	水温計の設置
173	関西電力(株)	庄川	利賀川第1	富山	網場の設置
174	関西電力(株)	庄川	利賀川第2	富山	水位計の設置 等
175	関西電力(株)	庄川	大牧	富山	被災対応(護床工) 等
176	関西電力(株)	庄川	中野	富山	水位計の設置 等
177	関西電力(株)	庄川	雄神	富山	水位計の設置 等
178	関西電力(株)	神通川	下小鳥	岐阜	網場の設置 等

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
179	関西電力(株)	神通川	角川	岐阜	水位計の設置 等
180	関西電力(株)	神通川	坂上	岐阜	水温計の設置
181	関西電力(株)	神通川	打保	岐阜	水温計の設置 等
182	関西電力(株)	神通川	万波	岐阜	網場の設置
183	関西電力(株)	神通川	蟹寺	富山	水位計の設置

平成19年1月24日
国土交通省中部地方整備局

お知らせ

1. 件 名：水力発電施設にかかる報告徴収について
2. 概 要： 平成18年12月20日、中部電力㈱、関西電力㈱及び電源開発㈱から、当整備局管内で河川法第26条第1項の許可等を得ていない可能性のある案件として、20発電所の報告を受けるとともに、関西電力㈱より、水利使用許可で義務付けられている三浦ダム貯水池の堆砂状況の報告について、昭和42年以降、計測値を補正していたとの報告を受け、同月21日に河川法第78条第1項に基づき、3社に対して求めていた報告を本日受け取りました。（参考資料）
- 中部地方整備局では、報告の内容を精査し、今後に必要な対応をしていく所存です。

また、自主点検の終えた東京電力㈱、中部電力㈱、関西電力㈱、電源開発㈱を除いた管内一級河川における他の発電水利使用者につきましても、報告データ及び法手続の適正性について自主点検の実施（期限2月28日）を要請いたしますので、あわせてお知らせ致します。

3. 参考資料：調査報告書概要（中部電力㈱、関西電力㈱、電源開発㈱）
4. 同時配布：この資料は中部地方整備局記者クラブ、静岡県政記者クラブ及び駒ヶ根市・伊那市・飯田市記者クラブに同時配布しています。
5. 問合せ先：国土交通省中部地方整備局河川部
- | | |
|---------|------------------|
| 広域水管理官 | TEL 052-953-8146 |
| 水 政 課 長 | TEL 052-953-8146 |
| 河川管理課長 | TEL 052-953-8155 |

平成19年1月24日
中部電力株式会社

調査報告書概要

(1) 大井川発電所等に係る無許可改築等の発生原因

- ① 申請要否に関する判断基準が不明瞭であった。また、申請の要否をチェックするしくみが不十分であった。
- ② 申請の必要性の判断がつかない件名について、河川管理者との事前協議が不十分であった。
- ③ 河川法申請行為に関する担当部署の認識が不足していた。

(2) 中部電力株式会社としての再発防止策

今回の無許可改築等を踏まえ、河川管理者のご協力をいただきながら、以下の再発防止対策を策定し周知徹底する。

- ① 申請手続きに関する社内ルールの整備
 - ・申請書記載事項の社内標準化を図り、申請要否について判断基準を作成する。
 - ・申請手続きおよび内容について、チェック表を用い確認する。
 - ・手続き実施状況について履歴を残す。
- ② 河川管理者との事前協議の確実な実施

申請の要否について河川管理者と事前調整を確実に実施する。

実施時期については、原則として前年度末に行うこととし、期中における工事発生時にも実施する。
- ③ 申請手続きに関する教育の実施

担当部署の関係者に対し、河川法申請手続きに関する社内ルールの徹底のための教育を実施する。

以 上

平成19年1月24日
関西電力株式会社

調査報告書概要

(1) 三浦ダムに係るデータの不適切な取扱いの経緯等の詳細及び同ダム等の安全性に関する諸データ（経年変化・分析評価等を含む）

①経緯等の詳細

堆砂に関する測量を昭和42年から委託化した結果、測定値および貯水池容量の計算値について過去の報告値と差異が生じたため、報告値の連続性を確保する目的で横断面図を変更した。

②安全性に関する諸データ

安全性に関する諸データについて確認の結果、以下のとおりダムの安全性・浸水範囲に影響がないことを確認した。

- ・実測した結果確認できる最高の堆砂位（27.7m）が、ダム設計時に安全を確認した堆砂位（36.4m）より低いこと。
- ・実測断面での洪水時の水位が平常時の満水位と同程度であること。

(2) 寝覚・木曽発電所等に係る無許可改築等の発生原因

- ・河川法上の申請要否に関する判断基準が不明確であった。
- ・申請の要否を判断する仕組みが不十分であった。

これらの原因により、個々の行為について軽微な行為であると判断し、申請が必要と思わなかったために、無許可改築等が発生した。

(3) 関西電力株式会社としての再発防止策

①再発防止策に係る検討体制の構築

②データの不適切な取扱いに関する再発防止策

- ・以下の項目について社内規程に追記し、社員に周知徹底する。
 - 過去の報告データとの差異が生じても、記録の修正や補正を実施しない。
 - 堆砂報告に関する業務プロセスの詳細およびチェックすべき点を定める。
- ・問題発生時の速やかな情報伝達・問題共有がなされるよう、社内のコミュニケーションの充実を図る。

③無許可改築等に関する再発防止策

- ・今後、河川法に係る申請手続き判定フローについて中部地方整備局と協議する。
- ・以下の項目について社内規程に追記し、社員に周知徹底する。
 - 申請要否の判断について社内複数部門で相互確認するとともに、河川管理者と事前協議を行う。
 - 一旦申請要否を判断された工事であっても、工事計画変更の都度申請要否の判断を行う。

以上

水力設備に係る調査結果と再発防止策について

平成19年1月24日
電源開発株式会社

【調査の体制・方法】

平成18年12月21日に国土交通省中部地方整備局より、河川法第78条第1項の規定により報告徴収の指示を受けた事案について、全社コンプライアンス委員会（委員長：社長 中垣喜彦）の下、「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事案対策部会」（部会長：副社長 沢部 浩）を平成18年12月27日に設置し、本件に係る調査、検討、分析、再発防止策の検討を行いました。

なお、調査、検討における客観性・透明性を確保するため、専門知識を有する社外専門家の評価・アドバイスを受けながら結果のとりまとめを行いました。

河川法第26条第1項及び第55条に係る申請不備

【自主点検の結果】

中部地方整備局管内にある9箇所の水力発電所において、社内工事記録等の調査の他、当時の担当職員（OBを含む）や社内外の関係者へのヒアリング調査も併用し必要な許可を得ているかどうかの調査を行った結果、6件の申請不備案件を確認。

1. 法第26条(河川区域)違反

- | | | |
|-----------|----------------|--------|
| ① 佐久間発電所 | 点検用連絡橋梁及び扉の設置 | 昭和45年度 |
| ② 水産発電所 | 水位計の設置 | 平成9年度 |
| ③ 水産発電所 | 点検用連絡橋梁の補強 | 平成2年度 |
| ④ 早木戸発電所 | 放水口出口部洗掘防止対策工事 | 平成10年度 |
| ⑤ 秋葉第一発電所 | 水位計の設置 | 昭和63年度 |

2. 法第55条(河川保全区域)違反

- | | | |
|----------|---------|-------|
| ① 早木戸発電所 | 仮設通路の設置 | 平成8年度 |
|----------|---------|-------|

【発生原因の分析】

- 組織のチェック機能が甘く、申請要否、内容についてチェックする仕組みが不十分で、工事実施箇所が独自で判断し、都合の良い解釈をしていたこと。
 - 軽微な工事なので、法手続は不要と判断
 - 既に許可を得た工作物の補修保全なので、改めての許可は不要と判断
 - いずれ原状回復する仮設の設備なので、許可は不要と判断
- 河川法の知識を十分理解せずに、業務を遂行していたこと。
 - 河川機能や流水を阻害する行為ではなかったため、許可は不要と判断
- 河川管理者に対して、申請の要否について確認を怠ったこと。
 - 上記のような判断をしていたため、河川管理者に相談する必要がないと判断

【再発防止策】

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員ひとりひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきた。そうした中で、今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止策を着実に実施することとする。

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

- 長期保守計画書に法手続要否の確認欄を追記し、工事関係者に広く周知
- 予算策定段階から、工事実施箇所と申請実施箇所が当該工事に係る法手続の要否について調整、確認
- 以上について、土木工作物保守運用要項等のマニュアルに明記
- 許認可経歴台帳を備え付け、関係官庁との事前確認結果を記録、保管

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

- 社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る
- 法令遵守に係る定期的な社員研修の強化
- 関係法令の制定改廃情報の周知徹底
- 技術研修のカリキュラムに法令遵守のプログラムを必修化
- ダム管理主任技術者、ダム管理担当者への法令教育の強化
- 全社技術検討会等の場でのコンプライアンス事例の紹介による情報共有

3. 許認可申請要否の判定ルール明確化

- 各種業務マニュアルに申請要否判断フローを追加し、ルール化する
- 申請の対象となる設備及び範囲を一覧表化し、業務マニュアルに追記
- 河川法に基づく水利使用許可申請書類に記載する工作物及び記載項目について標準化

【安全性の確認】

今般の申請不備案件に関しては、いずれもダム本体の安全性を左右する工事等はなかったと判断しております。

今後、申請不備の是正に向け、河川管理者のご指示に基づき適切に対応して参ります。

国土交通省 近畿地方整備局
資 料 配 付

配布日時	平成19年 1月24日 14時00分
------	-----------------------

件 名	電源開発（株）及び関西電力（株）からの調査結果の報告の徴収について
-----	-----------------------------------

概 要	水力発電関連施設に関する報告データ及び河川法手続に不適切な取扱をしていた案件があった電源開発（株）及び関西電力（株）に対して、河川法第78条第1項に基づき報告を求めていましたが、本日両電力会社より報告がありました。
-----	---

取 り 扱 い	テレビ・ラジオ : _____ 新 聞 : _____
---------	--------------------------------

配 布 場 所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ ----- 神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、近畿地方整備局記者クラブ 杉岡(06-6942-1141内線2811)に問い合わせ願います。
---------	--

問い合わせ先	国土交通省 近畿地方整備局 河川部 水 政 課 課 長 (内線3551) 電話：06-6942-1141 (代表) 06-6941-7343 (直通) 河 川 環 境 課 長 (内線3651) 06-6942-0608 (直通)
--------	---

平成19年1月24日
近畿地方整備局河川部 水政課
河川環境課

電源開発（株）及び関西電力（株）からの調査結果等の報告の徴収について

【概要】

○水力発電関連施設に関する報告データ及び河川法手続に不適切な取扱をしていた案件があった電源開発（株）及び関西電力（株）に対して、河川法第78条第1項に基づき、下記の報告を求めていましたが、本日両電力会社より報告がありました。

- （１）対象ダムに係るデータの不適切な取扱の経緯等の詳細及び同ダムの安全性に関する諸データ
- （２）対象発電所等に係る無許可改築等の発生原因
- （３）上記（１）、（２）に係る再発防止策

○報告内容は別紙のとおりです。

【報告で確認したこと】

堆砂量報告については、いずれも貯水容量の補正を行っていたもので、堆砂位置は実測で測量されており、それらは許容される堆砂量の範囲内でした。

【今後の対応方針】

- （１）測定データの不適切な取扱について

今後は適切に堆砂量を報告するように指導していきます。

- （２）無許可改築等について

今後施設の安全性等を確認して、各事案に併せて適切な対応を行っていきます。

- （３）再発防止策について

提出された報告内容を詳細に検討し、再発防止に向けて適切に指導していきます。

【その他】

○10電力会社以外の地方自治体等が所管する水力発電関連施設についても、報告データ及び法手続の適正性について自主点検を行い、その結果の報告を求めます。

○また、関係省庁との協力の下、河川区域等に存する水力発電施設以外の主な利水施設についても、報告データ及び法手続の適正性について自主点検を（期限2月28日）行うこととしました。

【参 考】

※これまでの経過：

1. 中国電力（株）の土用ダムの測定値が改ざんされ、その事実が隠蔽されるという事案が発覚したこと、東京電力（株）等から河川法上の許可を受けていない工作物があるとの報告を受けたことを踏まえ、平成18年11月21日に河川局長から、10電力会社（北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、北陸電力（株）、中部電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）、電源開発（株））に対し、自主点検を要請。報告先は各管轄地方整備局。

2. 平成18年12月20日 4電力会社（北陸電力（株）、中部電力（株）、関西電力（株）、電源開発（株））から、当局に自主点検結果を報告。

電源開発（株）及び関西電力（株）から、不適切な事例がある旨の報告。

3. 平成18年12月21日 近畿地方整備局長から、電源開発（株）及び関西電力（株）に対して河川法第78条第1項の規定に基づき報告徴収する旨を通知。

4. 平成19年1月24日 電源開発（株）及び関西電力（株）から報告。

平成19年1月24日
関西電力株式会社

調査報告書概要

- (1) 和知ダム等に係るデータの不適切な取扱いの経緯等の詳細及び同ダム等の安全性に関する諸データ（経年変化・分析評価等を含む）

①経緯等の詳細

平成10年度に堆砂測量業務において新システムを導入し、平成9年度の実測結果を用いて堆砂量計算を実施したところ、平成9年度報告済みの堆砂量と差異が生じたため、報告値の継続性を確保する目的で堆砂量を算出するための貯水容量計算に係数を導入した。

②安全性に関する諸データ

安全性に関する諸データについて確認の結果、以下のとおりダムの安全性・浸水範囲に影響がないことを確認した。

- ・和知ダム、由良川ダムについては、実測の堆砂位を変更していないこと、および安定計算の結果、ダム堤体の力学的安定性に影響がないことが確認されている。
- ・喜撰山ダムについては、実測の堆砂位を変更していないこと、およびロックフィルダムであるため、堤体の安定計算に堆砂位は考慮されない。
- ・いずれのダムについても、上流部の浸水域は実測の堆砂位を用いて把握している。

- (2) 熊川発電所等に係る無許可改築等の発生原因

- ・河川法上の申請要否に関する社内の判断基準が不明確であった。
- ・申請の要否をチェックする仕組みが不十分であった。

これらを背景に、個々の行為については、軽微な行為であると判断し、申請が必要と思わなかったために、無許可改築等が発生した。

- (3) 関西電力株式会社としての再発防止策

①再発防止策に係る検討体制の構築

②データの不適切な取扱いに関する再発防止策

- ・以下の項目について社内規程に追記し、社員に周知徹底する。
 - 過去の報告データとの差異が生じても、記録の修正や補正を実施しない。
 - 堆砂報告に関する業務プロセスの詳細およびチェックすべき点を定める。
- ・問題発生時の速やかな情報伝達・問題共有がなされるよう、社内のコミュニケーションの充実を図る。

③無許可改築等に関する再発防止策

- ・近畿地方整備局との間で河川法に係る申請手続き判定フローを策定する。
- ・以下の項目について社内規程に追記し、社員に周知徹底する。
 - 申請要否の判断について社内複数部門で相互確認するとともに、河川管理者と事前協議を行う。
 - 一旦申請要否を判断された工事であっても、工事計画変更の都度申請要否の判断を行う。

以 上

水力発電設備に係る調査結果と再発防止策について

【調査の体制・方法】

平成 18 年 12 月 21 日に国土交通省近畿地方整備局より、河川法第 78 条第 1 項の規定により報告徴収の指示を受けた事案について、全社コンプライアンス委員会（委員長；社長 中垣喜彦）の下、「河川法、電気事業法に係るコンプライアンス事案対策部会」（部会長；副社長 沢部 清）を平成 18 年 12 月 27 日に設置し、本件に係る調査、検討、分析、再発防止策の検討を行いました。

なお、調査、検討における客観性・透明性を確保するため、専門知識を有する社外専門家の評価・アドバイスを受けながら結果のとりまとめを行いました。

定期報告等におけるデータの不適切な取扱い事項ならびに河川法第 26 条第 1 項に係る申請不備

【自主点検結果】

1・定期報告等におけるデータの不適切な取扱い

貯水池堆砂量は、毎年実施した堆砂測量結果に基づき報告することとなっているが、下記 6 発電所（6 ダム）の堆砂状況報告にデータの不適切な取扱いが確認された。これは、工事計画時には等高線スライス法により貯水容量を算出していたが、昭和 42 年に測定方法を平均断面法に変更して貯水容量を算出したところ、当初の貯水容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として加えて堆砂量を算出し報告していた。また、その後に実測した断面と定数設定時の断面においても差異が生じたことから、実測断面を修整し報告していた。

水系名	河川名	発電所名	ダム名	所在地	時期
新宮川	熊野川	十津川第一	風屋	奈良	S43 年度～H17 年度
新宮川	熊野川	十津川第二	二津野	和歌山	
新宮川	北山川	池原	池原	奈良	
新宮川	北山川	七色	七色	和歌山	
新宮川	北山川	小森	小森	三重	
新宮川	東の川	尾鷲第一	坂本	三重	

2・河川法第 26 条第 1 項及び第 55 条に係る申請不備

河川法第 26 条、第 55 条他の許可を得ていない可能性のある工事および工作物に関し調査対象発電所において調査の結果、河川法第 26 条の無許可改築等に該当するものが 22 件あった。

なお、第 55 条に該当するものはなかった。無許可改築等の内容は、水位計、濁

- ② 法令遵守に係る定期的な社員研修の強化
- ③ 関係法令の制定改廃情報の周知徹底
- ④ 技術研修のカリキュラムに法令遵守のプログラムを必修化
- ⑤ ダム管理主任技術者、ダム管理担当者への法令教育の強化
- ⑥ 全社技術検討会の場等での申請事例の紹介による情報共有

3. 許認可申請要否の判定ルールの特明化

- ① 各種業務マニュアルに申請要否判断フローを追加し、ルール化する
- ② 申請の対象となる設備及び範囲を一覧表化し、業務マニュアルに追記
- ③ 河川法に基づく水利使用許可申請書類に記載する工作物及び記載項目について標準化

4. ダムの安全性評価体制の強化

ダムに関する重要な測定データを、本店技術主管箇所が定期的にとりまとめ分析評価することにより、
安全に関する評価体制の強化を図る。

【安全性の確認】

1. データの不適切な取扱い

(1) 堆砂量について

6つのダムにかかる実測堆砂高は、いずれも計画堆砂高以下であり、ダムの安定性に問題はないと判断しております。

(2) 洪水位について

6つのダムについて、実測値を用いて洪水位の検討を行なった結果、変動はあるものの、その程度は小さく、当該土地の利用形態から問題はないと判断しております。

2. 申請不備

今般の申請不備案件に関しては、いずれもダム本体の安全性を左右する工事等はなかったと判断しております。

度計等の新設時や、放流管改造、洪水吐ゲート補修等の機器更新・改築時であった。

【発生原因の分析】

1. 貯水池及び調整池堆砂状況報告について

①昭和 42 年の通達を受け測定方法を変更し貯水容量を算出したところ、算出方法の違いから許可容量と差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を定数として設定した。

②昭和 42 年の断面とその後の実測値にも不連続な差異が生じることとなったため、貯水容量の連続性を保つため差分を修整した。

以上の背景として、

③法令遵守を心掛けてきていたが、法令遵守に対する意識が未だ不十分だったこと

④管理監督体制が不十分であるとともに、クロスチェックが機能していなかったこと

⑤問題を隠そうとする体質があったこと

等があったものと考えられる。

2. 申請不備について

申請不備が発生した主な原因は以下の 3 点に集約される。

①組織のチェック機能が甘く、申請要否、内容についてチェックする仕組みが不十分であったこと

②工事実施箇所が独自で判断し、都合の良い解釈をしていたこと

③河川法に対する認識が不足していたこと

【再発防止策】

当社は、平成 15 年 4 月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員ひとりひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきた。そうした中で、今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止対策を着実に実施することとする。

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

(1) 申請不備に関するチェック体制

① 長期保守計画書に、申請の要否確認欄を追記し、チェック体制を充実する

② 許認可経歴台帳の整備

(2) 定期報告に関するチェック体制

① 測定業務における元データ保管の義務付け

② 測定データのチェック体制の充実

③ 重要業務の引継ぎに対する管理主任技術者の確認

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

① 社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る

お知らせ

平成19年 1月24日

同時資料提供先

国土交通記者会、合同庁舎記者クラブ、
中国地方建設記者クラブ、広島県政記者クラブ

中国電力(株)芦津発電所等に係る報告徴収について

当局は、平成18年12月21日付けで中国電力株式会社に対し、河川法第78条第1項に基づいて、水力発電関連施設に係る報告データの不適切な取扱い及び河川法の手続の遺漏に関し、報告を求めていましたが、本日、同社からの報告を中国地方整備局河川部において受け取りました。(別添概要書)

当局といたしましては、報告の内容を精査し、再発防止に向けて今後も必要な対応をしていく所存です。

なお、本報告にあわせて、報告データの不適切な取扱いについて追加報告がありました。(別添1)

また、今後、大手電力会社以外の発電事業者にも自主点検を要請していきます。

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局

(担当) 河川部 水政課長

(内線3551)

河川管理課長

(内線3751)

TEL 昼間 (082) 221-9231 (代表)

夜間 (082) 511-6221 (水政課長)

(082) 511-6261 (河川管理課長)

(広報担当窓口)

広報広聴対策官

(内線2117)

企画部 環境調整官

(内線3114)

○可能な限り客観性、透明性を高めるため、

-
- 土用ダム問題緊急対策本部(社内)
- 本社総務 樺田誠社長
- 副本社総務 荒川孝典・仲出孝典
- 専任部長(情報統括)
- (事業関係、原因追及)
- 専任部長調査グループ
- (ダム の 安全性確保)
- 安全性確認グループ
- (高免防止策の検討、策定)
- 高免防止策検討グループ
- 専任部門 (社内)
- (無許可、報告漏れの事実、関係等調査の指導・督促)
- 専任部門 (井藤士 2名)
- (安全性評価指導・検証)
- 専任部門 (井藤士 2名)
- 専任部門 (井藤士 2名)
- 災害プロジェクトチーム
- 専任部門 (井藤士 10名)
- 【発砂量の不適切な取り扱い、のり不足関係、原因の究明】

(1) 調查方法

- 調査プロジェクトチームが主導する体制のもと、可能な限り関係資料を収集し、精査・検討する
- とともに、弁護士による聞き取り調査を実施。
- 調査過程で、新たに10のダムにおいて改ざんが行われていた事実が判明。

	前回報告(平成18年12月20日報告)	今回報告
調査対象ダム	全ての高ダム(報告対象22ダム)	全ての高ダム(報告対象22ダム)
調査対象期間	至近10年(H8～H17)のうち 4年(H8, 12, 15, 17)	固定していない
調査方法	書面調査 { 発行する実況一夕照と遊覧帳 告者の照合(サンプリング調査) }	聞き取り調査 (社員、元社員、委託会社の関係者を対象) 社内外の資料の高調査
調査者	当社は員	調査プロジェクトチーム (井岡王で構成)
おさんが 確認された ダム数	9	19 [*]

※前回報告時に改ざんが確認されたダムを含む

○前回報告で改ざんが確認されたダム

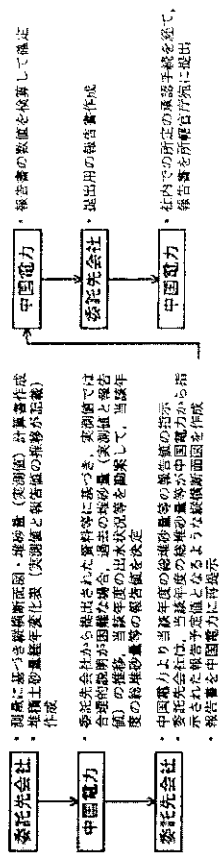
ダム名	改ざんの確認された期間
三滝	昭和57年度、昭和59年度、平成4年度 平成6年度、平成8年度、平成13年度
兵庫	昭和57年度～昭和59年度、昭和61年度 昭和63年度～平成2年度、平成6年度
美馬	昭和57年度～平成3年度
帝釈川	昭和47年ないし昭和50年代初期～平成15年度
新成羽州 (注1)	昭和47年ないし昭和50年代初期～平成17年度
田原	昭和47年ないし昭和50年代初期～平成17年度
黒島	昭和47年ないし昭和50年代初期～平成12年度
忍原	平成10年度～平成17年度
社口	平成10年度～平成17年度

注1) 昭和55年に改ざんがなかったことを示す資料がある。
注2) 大宮ダムでは、昭和63年度から平成3年度および平
興が差られるが、堆砂量を計算するプログラムの性質上

○ 実測結果が前年に比べ、土曜

- 何らかの理由（堆砂測量を当社の実施から委託へ変更した際の測量精度の差、大出水等）で、堆砂量の測定結果とそれまでの測定結果との間に大きな乖離が生じ、その合理的な説明が困難であるとの判断から、それまでの測定結果と整合が取れるような数値に改ざん。

1000



○堆砂量の測量方法自体に内在する問題（深淺測量等の

- 必ずしも実際の堆砂量を正確に反映していない)から、実測値に調整を加えることに對する心理的抵抗が生じにくかった。
- 測定の結果、理論的に説明のつかない数値がでた場合でも実測値を報告すべきことが徹底されていた。

3. 漏水量他の未報告の経緯等に係る調査・検討方法および結果

(1) 調査方法

- 広島県内の9ダムにおける、報告漏れ（平成18年12月20日報告）の始まった時期に当該ダムの報告業務に従事した支店および現業機関の課長（マネージャー）、副長および担当者を対象とした聞き取り調査を実施。
- 調査・検討にあたっては、適宜弁護士による指導・評価を受けた。

(2) 発生した経緯

- 昭和48年に下山発電所（王泊ダム）水利権が更新された際の水利使用規則において、広島県内で初めてダムに係る取水水量および堆砂状況以外の諸測定データの報告義務が発生したが、その際、報告義務を見落とした。その他のダムにおいても前例として踏襲され、報告漏れが生じたと考えられる。
- 平成7年に、太田川河川事務所からダムデータの提出を求められたことを契機に報告義務があることに気づき、一時的に報告漏れの状態は解消された。
- 平成9年に広島支店は、毎月、県内の現業機関から送られてくる漏水量データを含めずに、年一回まとめて送られてくる漏水量以外のデータのみを太田川河川事務所に報告したため、各月の漏水データの報告漏れが発生し、以後もその状態が踏襲された。
- 平成15年以降、周原ダム、明神ダムで発生した変形データの報告漏れについては、現業機関から毎月のデータが送られてこなくなつたにもかかわらず、広島支店は報告事項漏れを認識することなく見逃した。
- 原因とその背景
 - 水利使用規則の重要性に対する認識不足（ダム諸測定データの報告義務項目の内容確認不足）。
 - 管理職のチェックの形骸化および前例主義などの業務運営面の管理不足。
 - 本社で定める社内規程類および現業機関間で定める運用要領等の不備。

4. 安全に関する諸データに係る調査・検討方法および結果

(1) 検討方法

- 安全性検討に用いた堆砂データは、原簿（データチャート、測量手簿）と報告値をチェックし、改ざんのない最新（平成18年）実測値を使用した。
- 漏水量他の未報告データについては、原データと報告値とを比較し、改ざんがないことを確認。
- ダム堤体の安全性に係る検討内容については学識経験者のチェック・指導を受けた。
- 2) ダム堤体前面の堆積土砂に対する安全性
 - ダム堤体前面に堆積した土砂は、ダム堤体を下流に押し出そうとする力となるため、ダムの安全性の確認を実施。
 - コンクリートダムは、設計時に設定した計画堆砂面高と現在堆砂面高（平成18年測定）を比較し、現在堆砂面高が計画堆砂面高以下のダムは問題なしと判断。現在堆砂面高が計画堆砂面高を超えている5ダムについて、安定計算を行い、問題ないことを確認。

(3) 堆積土砂による背水影響

- 最新の背水影響計算値に改ざんデータが使用されている5ダムについて、背水計算を実施。
- 背水影響範囲にわずかな変動が確認されたものの、当該土地は、河川内、河川沿いの山腹等であり問題なしと判断。
- 4) 漏水量他の未報告に係るダムの安全性
 - 未報告であった計測項目についてデータ整理し、経年変化、関係パラメータ（貯水位、気温等）との評価を行い、ダムの安定性に異常をきたす挙動を示していないかどうかをチェック。
 - データを評価した結果、ダムの安定性に異常をきたす挙動は確認されず、すべてのダムで問題なしと判断。

5. 無許可改築等の発生原因に係る調査・検討方法および結果

(1) 調査方法

- 39発電所、81件の無許可改築等と考えられる工事（平成18年12月20日報告）について、当時の工事担当箇所の課長、副長および担当者を対象とした聞き取り調査を実施。
- 調査・検討にあたっては、適宜弁護士による指導・評価を受けた。
- (2) おもな無許可改築の動機、理由
 - 小規模な工事等は、軽微な工事であると考え申請不要と判断した。
 - 前例や他所の例にならない、申請不要と判断した。
 - 河川区域の境界や河川法についての知識に乏しく申請しなかった。
- (3) 原因とその背景
 - 工事毎の申請の要否を判断する基準が曖昧だった。
 - 河川管理者への確認という適正な業務プロセスがとられていなかった。
 - 管理職による確認・承認・承認が不十分で、チェックが形式的だった。

6. 再発防止策

企業倫理観の欠如	企業倫理委員会の体制強化 ・「グループ企業倫理」を当社会長の担務に設定 ・社外委員の増員により客観性・公平性を向上 ・委員会の議事録をホームページ上で公開 社員に対するコンプライアンス教育の充実 ・コンプライアンス推進室に対する教育を充実 ・社員教育においてeラーニングを活用 ・各業種主管箇所において業務に関係する法令の教育を実施
適正な業務運営を阻害する組織風土	部門相互の人事交流の促進 ・幅広い視野で業務運営を行うため部門を超えて人材を配置 内部通報制度の充実 ・品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 ・社内にて設置している相談窓口に加えて社外相談窓口を配置 コンプライアンス強調月間の設定 ・会長メッセージ伝達、講演会、コンプライアンス意識調査等を集中的に実施
品質管理体制・業務運営面の甘さ	ダム業務のルールの明確化・マニュアル類の見直し ・「法令・社内ルールの遵守に関する基本姿勢」をマニュアル類に掲載 ・ダム業務のルールの明確化・標準化 ・マニュアル類を継続的に見直し 内部チェック体制の充実 ・土木部門内に品質管理統括箇所（品質・安全担当）を設置 ・品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化 ・「ダム計測者連絡会（版権、新機設置）」において計測データの相互チェック ダム業務に関する情報を共有する場の充実 ・「ダム計測者連絡会」において情報共有 ・電気専門とするダム業務管理者を含めた情報共有を促進 法令遵守を徹底する教育の実施 ・各段階別教育における実務面、意識面の教育を充実 ・今回の不適切事例を踏まえた特別研修を実施 委託先に対する要請 ・法令に基づき厳格な取引関係の構築 ・委託先に対する要請機能の導入・徹底 ・委託先に対して当社内部通報制度を周知

(別添1)

①報告データに不適切な取扱いがあったとして新たに報告があったもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	中国電力(株)	日野川	俣野川	俣野川ダム	鳥取	堆砂量	H14
2	中国電力(株)	日野川	黒坂	大宮ダム	鳥取	堆砂量	S61,S62,H14
3	中国電力(株)	斐伊川	北原	阿井川	島根	堆砂量	H6

②既に報告のあったダムで、新たにデータの種類の追加されたもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	中国電力(株)	日野川	俣野川	土用ダム	岡山	堆砂量	S62~H3,H5
2	中国電力(株)	小瀬川	玖波	渡ノ瀬ダム	広島	堆砂量	不明
3	中国電力(株)	江の川	神野瀬	高碁ダム	広島	堆砂量	H7~H15
4	中国電力(株)	太田川	打梨	立岩ダム	広島	堆砂量	不明
5	中国電力(株)	太田川	柴木川第一	樽床ダム	広島	堆砂量	不明
6	中国電力(株)	太田川	滝山川	王泊ダム	広島	堆砂量	不明
7	中国電力(株)	小瀬川	栗栖川	飯ノ山ダム	広島	堆砂量	不明

③報告データに不適切な取扱いがあった時期について訂正があったもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	中国電力(株)	千代川	芦津	三滝ダム	鳥取	堆砂量	S57,S59,H4,H5,H8, H13
2	中国電力(株)	江の川	明塚	浜原ダム	島根	堆砂量	S57~S59,S61, S63~H2,H4
3	中国電力(株)	太田川	滝山川	王泊ダム	広島	漏水量未報告	S48~H3,H9~H17

(参考1) 報告データの不適切取扱いがあったとして平成18年12月20日に報告のあった発電所リスト

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	中国電力(株)	千代川	芦津	三滝ダム	鳥取	堆砂量	H13
2	中国電力(株)	斐伊川	潮	来島ダム	島根	堆砂量	S57～H3
3	中国電力(株)	江の川	明塚	浜原ダム	島根	堆砂量	S57～H4
4	中国電力(株)	高梁川	帝釈川	帝釈川ダム	広島	堆砂量	不明～H15
5	中国電力(株)	高梁川	新成羽川	新成羽川ダム	岡山	堆砂量	不明～H17
6	中国電力(株)	高梁川	田原	田原ダム	岡山	堆砂量	不明～H17
7	中国電力(株)	高梁川	黒鳥	黒鳥ダム	岡山	堆砂量	不明～H12
8	中国電力(株)	吉井川	平作原	恩原ダム	岡山	堆砂量	不明～H17
9	中国電力(株)	旭川	湯原第二	社口ダム	岡山	堆砂量	不明～H17
10	中国電力(株)	小瀬川	栗栖川	飯ノ山ダム	広島	漏水量未報告	H8～H17
11	中国電力(株)	小瀬川	玖波	渡ノ瀬ダム	広島	漏水量未報告	H10～H17
12	中国電力(株)	江の川	神野瀬	高暮ダム	広島	沈下量未報告	H10～H17
12-2						たわみ量未報告	H10～H17
12-3						漏水量未報告	H10～H17
13	中国電力(株)	太田川	打梨	立岩ダム	広島	漏水量未報告	S55～H3,H9～H17
14	中国電力(株)	太田川	柴木川第一	樽床ダム	広島	漏水量未報告	H10～H17
15	中国電力(株)	太田川	滝山川	王泊ダム	広島	漏水量未報告	S47～H3,H9～H17
16	中国電力(株)	太田川	新聞野平	宇賀ダム	広島	漏水量未報告	H10～H17
17	中国電力(株)	太田川	南原	明神ダム	広島	沈下量未報告	S51～H3,H15～H17
17-2						たわみ量未報告	S51～H3,H15～H17
17-3						漏水量未報告	S51～H3,H9～H17
18				南原ダム	広島	沈下量未報告	S51～H3,H15～H17
18-2						たわみ量未報告	S51～H3,H15～H17
18-3						漏水量未報告	S51～H3,H9～H17

(参考2) 河川法の手続きに遺漏があったとして平成18年12月20日に報告のあった発電所リスト

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
1	中国電力㈱	千代川	芦津発電所	鳥取	流木防止用水制工設置
2	中国電力㈱	千代川	新大呂発電所	鳥取	取水口除塵機設置 等
3	中国電力㈱	千代川	安蔵川発電所	鳥取	取水口改修 等
4	中国電力㈱	千代川	来見野発電所	鳥取	取水口除塵機設置 等
5	中国電力㈱	千代川	竹市発電所	鳥取	洪水吐ゲート上屋設置 等
6	中国電力㈱	天神川	下西谷発電所	鳥取	取水口改修 等
7	中国電力㈱	日野川	黒坂発電所	鳥取	取水口除塵機設置 等
8	中国電力㈱	旭川・日野川	俣野川発電所	岡山・鳥取	洪水吐ゲート上屋設置 等
9	中国電力㈱	日野川	俣野川ダム発電所	鳥取	放水口ゲート上屋設置
10	中国電力㈱	日野川	川平発電所	鳥取	えん堤水位計設置
11	中国電力㈱	日野川	旭発電所	鳥取	取水口スクリーン改修
12	中国電力㈱	斐伊川	北原発電所	島根	ダム排水管取替
13	中国電力㈱	斐伊川・江の川	潮発電所	島根	係船設備設置
14	中国電力㈱	江の川	出羽川発電所	島根	取水口水位計設置 等
15	中国電力㈱	江の川	明塚発電所	島根	ダム下流法面修繕 等
16	中国電力㈱	高津川	澄川発電所	島根	えん堤排砂ゲート上屋設置
17	中国電力㈱	高梁川	小阪部調整池発電所	岡山	取水口ゲート上屋設置 等
18	中国電力㈱	高梁川	帝釈川発電所	広島	えん堤通路橋設置 等
19	中国電力㈱	高梁川	新成羽川発電所	岡山	放水口上部スクリーン設置 等
20	中国電力㈱	高梁川	田原発電所	岡山	ダム水位塔設置 等
21	中国電力㈱	高梁川	黒鳥発電所	岡山	ダム水位塔設置
22	中国電力㈱	吉井川	平作原発電所	岡山	ダム堤体修繕 等
23	中国電力㈱	旭川	湯原第二発電所	岡山	取水口除塵機取替 等
24	中国電力㈱	小瀬川	栗栖川発電所	広島	洪水吐導流壁修繕
25	中国電力㈱	小瀬川	玖波発電所	広島	貯水池法面修繕
26	中国電力㈱	高梁川	川西発電所	広島	えん堤修繕
27	中国電力㈱	江の川	神野瀬発電所	広島	洪水吐ゲート上屋設置
28	中国電力㈱	江の川	布野発電所	広島	えん堤エプロン修繕
29	中国電力㈱	太田川	打梨発電所	広島	ダム堤体修繕 等
30	中国電力㈱	太田川	土居発電所	広島	ダム堤体修繕 等
31	中国電力㈱	太田川	柴木川第一発電所	広島	洪水吐ゲート上屋設置 等
32	中国電力㈱	太田川	柴木川第二発電所	広島	取水口ゲート上屋設置 等
33	中国電力㈱	太田川	滝山川発電所	広島	洪水吐ゲート上屋設置 等
34	中国電力㈱	太田川	滝本発電所	広島	取水口ゲート上屋設置
35	中国電力㈱	太田川	下山発電所	広島	取水口ゲート上屋設置 等
36	中国電力㈱	太田川	加計発電所	広島	えん堤エプロン修繕
37	中国電力㈱	太田川	吉ヶ瀬発電所	広島	えん堤排砂ゲート取替 等
38	中国電力㈱	太田川	安野発電所	広島	取水口巡視路設置
39	中国電力㈱	太田川	間野平発電所	広島	取水口ゲート上屋設置

【記者発表資料】

25日朝刊解禁

四国電力㈱及び電源開発㈱の水力発電施設に係る報告徴収について

四国電力㈱及び電源開発㈱から平成18年12月20日に報告を受けた、水力発電施設に係る自主点検の結果判明した法手続きの不適切案件に関し、12月21日付で河川法第78条第1項の規定に基づき、両社に対して求めていた報告を、本日受け取りました。

当局といたしましては、報告の内容を精査し、今後にも必要な対応と再発防止の指導をしてゆく所存です。

また、関係省庁との協力の下、一級河川の河川区域等に存する電力会社の水力発電施設以外の主な利水施設につきましても、報告データ及び法手続きの適正性について自主点検を（期限2月28日）行うこととしましたので、あわせてお知らせいたします。

（資料1）調査報告書概要

（資料2）電力会社の水力発電施設以外の主な利水施設に対する自主点検の概要

平成19年1月24日

国土交通省 四国地方整備局

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 河川部

水政課 課長補佐 (内線3552)

TEL087(851)8061(代表)

水政課ダイヤルイン087(811)8316

(資料 1 - 1)

(別 紙)

平成 19 年 1 月 24 日
四国電力株式会社

吉野川水系祖谷川等における水利使用許可（松尾川第一発電所）等に係る報告について

(1) 松尾川第一発電所等に係る無許可改築等の発生原因

- 申請要否等について、具体的な判断基準が明確化されておらず、曖昧な部分があった。
- 当社側で、「機能維持に関する軽微な工作物および工事については、維持・補修の範囲であり、新築・改築にはあたらない」と判断していた。

(2) 再発防止対策

- 河川法に係る申請要否等について、許可権者の指導を得たうえで、具体的な判断基準を作成する。
- 河川法に係る申請要否判定についてのチェック体制強化をはかる。

以 上

調査報告書概要

【発生原因の分析】

申請不備が発生した主な原因は以下の3点に集約される。

- ① 組織のチェック機能が甘く、申請要否、内容についてチェックする仕組みが不十分であったこと。
- ② 工事実施箇所が独自で判断し、都合の良い解釈をしていたこと。
- ③ 河川法に対する認識が不足していたこと。

【再発防止策】

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員ひとりひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきた。そうした中で、今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止対策を着実に実施することとする。

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

- ① 長期保守計画書に法手続要否の確認欄を追記し、工事関係者に広く周知
- ② 予算策定段階から、工事実施箇所と申請実施箇所が当該工事に係る法手続の要否について調整、確認
- ③ 以上について、土木工作物保守運用要項等のマニュアルに明記
- ④ 許認可経歴台帳を備え付け、関係官庁との事前確認結果を記録、保管

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

- ① 社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る
- ② 法令遵守に係る定期的な社員研修の強化
- ③ 関係法令の制定改廃情報の周知徹底
- ④ 技術研修のカリキュラムに法令遵守のプログラムを必修化
- ⑤ ダム管理主任技術者、ダム管理担当者への法令教育の強化
- ⑥ 全社技術検討会の場等での申請事例の紹介による情報共有

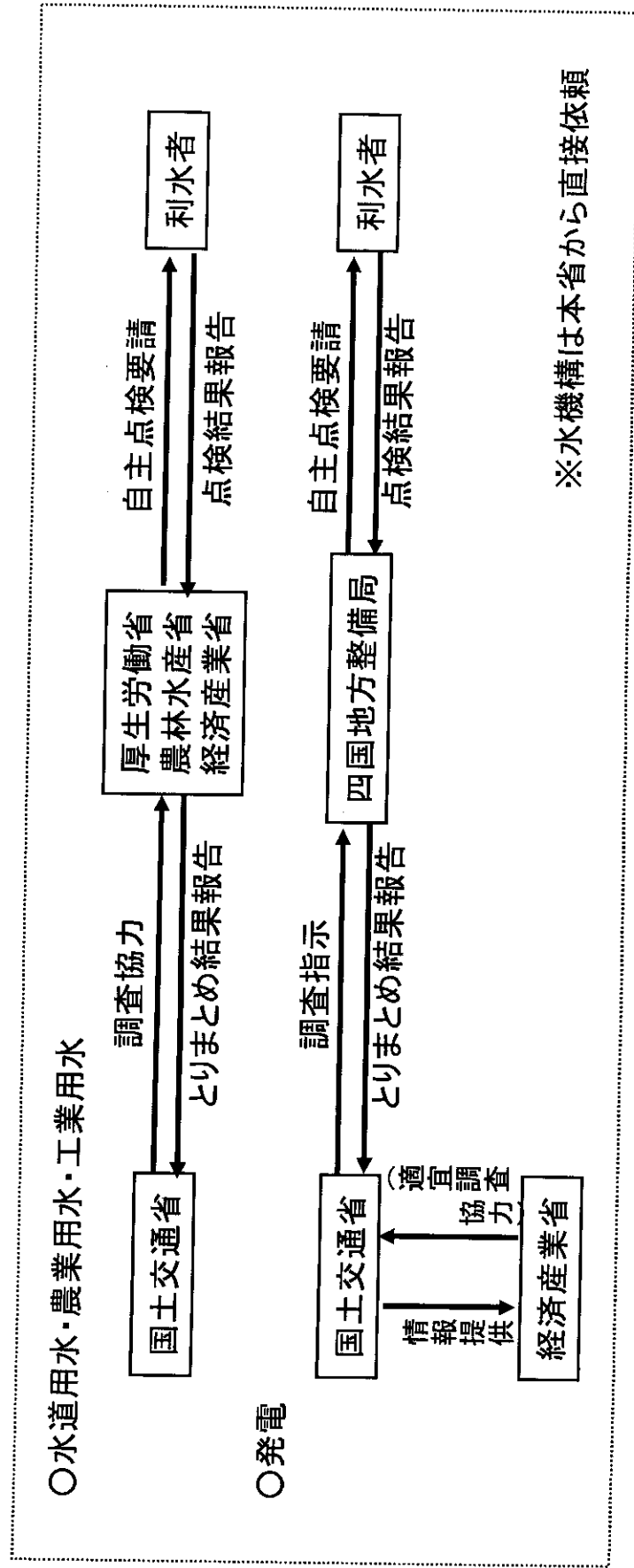
3. 許認可申請要否の判定ルールの特明化

- ① 各種業務マニュアルに申請要否判断フローを追加し、ルール化する
- ② 申請の対象となる設備及び範囲を一覧表化し、業務マニュアルに追記
- ③ 河川法に基づく水利使用許可申請書類に記載する工作物及び記載項目について標準化

以 上

電力会社の水力発電施設以外の利水施設に対する自主点検

○関係省庁との協力の下、次により、1級河川の河川区域等に存する電力会社の水力発電施設以外の主な利水施設を対象に、報告データ及び法手続の適正性についての自主点検(期限2月28日(水))を実施。



平成19年1月24日
九州地方整備局河川部

記者発表資料

水力発電関連施設の河川法手続不備に係る再発防止策等の報告について ～ 九州電力㈱、電源開発㈱ ～

1. これまでの経緯

平成18年12月20日に九州電力株式会社及び電源開発株式会社から九州地方整備局に対し河川法の許可等を得ていない可能性のある工作物について自主点検の結果が報告されました。

九州地方整備局では、この自主点検の報告を受けて、12月21日に河川法第78条第1項の規定に基づき、無許可改築等の経緯やその再発防止策に関して平成19年1月24日までに報告するよう2社に対して求めていたところです。

2. 報告について

上記を受けて、本日、九州電力株式会社及び電源開発株式会社から九州地方整備局に対して無許可改築等の経緯やその再発防止策について報告がありました。報告の内容は別紙のとおりです。

3. 今後の対応

今後、報告の内容を精査し、再発防止に向け必要な対策を講じていくこととしています。

なお、2社以外の水力発電関連施設についても、同様の自主点検（報告期限；2月28日）を要請することとしました。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部

TEL 092-471-6331（代表）
092-476-3522（水政課夜間直通）

担当：水政課長	（内線3551）
課長補佐	（内線3553）
河川環境課	
課長補佐	（内線3652）
河川管理課	
課長補佐	（内線3753）

調 査 報 告 書 概 要

1. 報告内容

(1) 経緯・原因

当社において

- ① 申請の要否の判断目安がなかった。
- ② 河川法の内容を十分理解していなかった。
- ③ 申請手続きが確実に行われていることの確認が不十分であった。

(2) 再発防止策

- ① 河川法申請要否判定の明確化
 - ・ 河川区域内にある当社設備の明確化
 - ・ 河川法申請手続きが必要な対象工事の明確化
 - ・ 河川管理者との申請要否に関する相互確認内容・結果の確実な保存
- ② 河川法に関する教育の充実
 - ・ 河川法及び関係法令（省令・解説含む）に関する教育の充実・強化
 - ・ コンプライアンス教育による法令遵守意識の醸成と維持
- ③ 官庁申請が確実に行われていることを確認する仕組みづくり
 - ・ 申請要否判定～申請まで一連の業務を管理・チェックするシステムの構築
 - ・ 適正な申請行為を持続するための自主保安体制の充実・強化

以上

平成19年1月24日

電源開発株式会社

調査報告書概要

【無許可改築等の経緯】

申請不備が発生した主な原因は、以下の3点に集約される。

- ① 組織のチェック機能が甘く、申請要否、内容についてチェックする仕組みが不十分であった。
- ② 工事実施箇所が独自で判断し、都合の良い解釈をしていたこと。
- ③ 河川法に対する認識が不足していたこと。

【再発防止策】

当社は、平成15年4月に「コンプライアンス行動指針」を制定し、社員ひとりひとりが法令を遵守し、社会常識に則った行動をとることを心がけてきた。そうした中で、今般の事態が発生したことを当社は真摯に反省し、今後の信頼回復に向けて、以下に示す再発防止策を着実に実施することとする。

1. 許認可申請業務のチェック体制の整備

- ① 長期保守計画書に法手続要否の確認欄を追記し、工事関係者に広く周知
- ② 予算策定段階から、工事実施箇所と申請実施箇所が当該工事に係る法手続の要否について調整
- ③ 以上について、土木工作物保守運用要項等のマニュアルに追記
- ④ 許認可経歴台帳を備え付け、関係官庁との事前確認結果を記録、保管

2. 法令遵守に関する教育体制の整備

- ① 社内の諸会議にてコンプライアンス意識の向上を図る
- ② 法令遵守に係る定期的な社員研修の実施
- ③ 関係法令の制定改廃情報の充実
- ④ 技術研修のカリキュラムに法令遵守のプログラムを追加
- ⑤ ダム管理主任技術者、ダム管理担当者への安全性教育の強化
- ⑥ 全社技術検討会の場等での申請事例の紹介による情報共有

3. 許認可申請要否の判定ルールの特明確化

- ① 各種業務マニュアルに申請要否判断フローを追加し、ルールを明確化する
- ② 申請の対象となる設備及び範囲を一覧表化し、業務マニュアルに追記
- ③ 河川法に基づく水利使用許可申請書類に記載する工作物及び記載項目について標準化